

第4次あいプラン

綾部市男女共同参画計画

改定版（案）

令和8（2026）年2月

綾部市

あいプラン

「^{あい}I（私）」「^あ^いEY^あE（目）」「^{あい}相」「^{あい}愛」…

—男女共同参画を私自身の問題として
しっかり見つめ、相互に愛情を持って
男女平等の社会を実現できるように—
「あい」にはこんな願いが込められています。

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 綾部市における男女を取り巻く状況	7
4 計画の位置付け	13
5 5年後に目指すビジョン	14
6 計画の基本理念	15
7 計画の体系	16
第2章 計画の内容.....	18
基本目標Ⅰ 人権の尊重	19
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大と ワーク・ライフ・バランスの推進..	23
基本目標Ⅲ 安全・安心な地域社会づくり	33
第3章 計画の推進体制	43
1 計画を推進する体制の充実	44
2 計画の進行管理	45

The background is a vibrant, abstract composition of various geometric shapes and patterns. It features overlapping triangles, circles, rectangles, and lines in shades of pink, light green, light blue, and dark blue. Some areas are filled with small white dots, while others have vertical or diagonal lines. The overall style is modern and playful.

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法¹」では、男女共同参画社会²を実現するための基本理念を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、国と地方公共団体には、基本理念を実現するための、男女共同参画社会を形成する施策を策定・実施する責務があると明記されています。

そのため、国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、社会経済情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。また、市町村に対しては、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案した市町村男女共同参画計画を策定することを規定しています。

綾部市では、平成13（2001）年に綾部市男女共同参画計画「第2次あいプラン」を策定し、平成17（2005）年度には「綾部市男女共同参画条例」を制定しました。その後、平成23（2011）年に策定した「第3次あいプラン」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律³（以下「DV⁴防止法」という。）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁵（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく計画を包含して、取組を推進してきました。

このたび、令和3（2021）年度に策定した「第4次あいプラン」の中間年となることから計画の見直しを行いました。

¹ **男女共同参画社会基本法** 平成11（1999）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定しています。令和7（2025）年に、独立行政法人「男女共同参画機構」の設置や男女共同参画センターの法的な位置づけの明確化などの一部改正が行われています。

² **男女共同参画社会** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会と定義されています。

³ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律** 平成13（2001）年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。複数回の改正で、暴力の種類や対象の拡大等のDVの実態を反映した実効性の高い施策や措置が充実・強化されています。

⁴ **DV** ドメスティック・バイオレンス。夫婦・パートナーや恋人など親密な間柄において起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離のこと。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれます。

⁵ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律** 平成27（2015）年制定。働くことを希望する女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられています。令和7（2025）年に、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の義務づけ（常時雇用する労働者101人以上の事業主）や有効期限（令和18年3月31日まで）の10年間延長などの改正が行われています。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連を中心に進められてきたジェンダー平等⁶の取組の第一に挙げられるのは「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約・1979年採択）ですが、同条約は、男女の完全な平等の達成を目的として、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別撤廃のための措置をとることを求めています。

日本が、令和3（2021）年に、国連女性差別撤廃委員会に提出した第9回政府報告書⁷に対する同委員会からの総括所見が令和6（2024）年10月に発表され、日本の取組に対して、結婚可能年齢の男女同一化や女性の再婚禁止期間の廃止、性的同意⁸年齢の引き上げなどが評価された一方で、選択的夫婦別姓の導入や、長年の懸案である選択議定書⁹の批准などについて、勧告を受けています。

2015（平成27）年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（持続可能な開発目標）においては、「ジェンダー平等の実現」は、17の目標の一つであると同時に、すべての目標を達成するための基盤であると認識されています。

国連以外にもG7サミットやOECD（経済協力開発機構）、APEC（アジア太平洋経済協力）などの国際的な枠組みにおいて、ジェンダー格差の縮小に向けた議論が行われ、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会において一層重視されるようになっていきます。



⁶ ジェンダー平等 一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

⁷ 政府報告書 女性差別撤廃条約の締約国は、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に報告書を国連事務総長に提出し、女性差別撤廃委員会からの審査を受けることとされており、この審査結果を踏まえ、同委員会は、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を發出します。

⁸ 性的同意 性にまつわることについて、あいまいにせず、相手の意思を互いに確認すること。

⁹ 選択議定書 条約の内容を補うために作られる文書で、条約と同じ効力を持ちます。女性差別撤廃条約選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあり、それらを利用するには、新たに批准が必要です。

(2) 国の動き

「第4次あいプラン」策定以後の法制定等では、令和5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「LGBT理解増進法」という。）、令和6（2024）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）がそれぞれ施行されています。また、平成27（2015）年に10年間の時限立法として成立した「女性活躍推進法」は、令和7（2025）年に期限を10年間延長するほか、事業主に対する男女間賃金差異や管理職比率の公表義務付けの強化、女性の健康課題に係る取組やハラスメント防止対策の規定が追加されるなどの改正が行われました。

(3) 綾部市の動き

- 平成24（2012）年から「綾部市男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール」を、毎年実施し、入賞作品を掲載したカレンダーを発行しています。小・中学生が男女共同参画へ関心を持つことにつなげるとともに、広く市民に周知しています。
- 平成25（2013）年度から女性相談員を配置しており、平成30（2018）年には、増加する相談業務に対応し、相談者が安全に安心して相談できる環境を整備するために、あいセンター¹⁰内に女性相談専用の相談室を設置しました。
- 平成26（2014）年度には、小学生（低学年用・高学年用）、中学生用の男女共同参画啓発冊子、指導者用手引書を発行しました。改訂版を平成29（2017）年度に作成し、以後継続して市内小・中学校の児童生徒に配布しています。
- DV被害者への支援として、DVカードを配布することで相談窓口の周知を図るとともに、平成26（2014）年度には緊急一時保護の支援体制を強化しました。
- 令和2（2020）年3月に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、子育て支援、女性活躍の取組を一体的に進めていくために、「綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版）¹¹」として策定しました。

¹⁰ あいセンター 平成10（1998）年12月に、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として、「綾部市女性センター」として開設し、平成23（2011）年4月からは、女性も男性も、幅広い層の人が利用しやすい施設にするため、「綾部市男女共同参画センター」に名称を変更した。交流、研修、情報発信、相談等の事業を実施しています。愛称「あいセンター」。

¹¹ 綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版） 「次世代育成支援対策推進法」（平成15（2003）年制定）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27（2015）年制定）に基づき、綾部市職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率等の状況を把握し、数値目標等を定めた計画。

- 令和5（2023）年度からLGBTQ+¹²等性的少数者¹³がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な、誰もが生きやすい社会の実現を目的としてパートナーシップ制度を導入しています。
- 令和6（2024）年度には、後期計画策定のための基礎資料を得るために、市民と市内事業所を対象に「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」を実施しました。

（4）前期計画期間の成果と課題

- 市内企業の後援を受けて実施している、あいアカデミー特別講座「働く女性の活躍応援セミナー」を継続的に開催し、働く女性に向けた研修とともに、企業の管理職・人事担当者を対象にした実践的講座を行うことで、女性活躍推進につながる取組を行うことができました。
- 令和5（2024）年度は、「男性クッキング」にくわえて、「パパと子どものクッキング」を開催し、男性の家事・育児への参画意識の向上とスキルアップにつなげる取組を行いました。
- 前期計画期間における審議会等の委員の女性割合は、30%を超えていますが、横ばいで推移しており、目標値の40%を達成するためには、一層の実効的な取組が必要です。
- 令和4（2022）年度から女性相談（フェミニストカウンセリング）を、月1回から月2回に拡充したことで、相談件数が大幅に増加しました。また、令和6（2024）年度からは男性相談を開始しましたが、1件のみの実績となり、男性相談の周知が必要です。
- 令和6（2024）年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」において、「この10年間の男女共同参画の変化」の設問では、「男性の子育て、介護への参加」「DV等女性に対する暴力をなくすための取組」「行政などの相談窓口の充実」では「進んでいる（「進んでいる」と「どちらかといえばすすんでいる」の合計）」がわずかですが増加しています。その他の項目ではやや減少している状況です。
- 市職員に占める女性管理職割合は、令和5（2023）年以降順調に上昇し、令和7（2025）年には31.9%となり、本計画で掲げていた目標の30%を達成しました。しかし、令和7（2025）年に「女性活躍推進法」が改正され、10年間の期間延長がされており、職員全体の男女別割合に管理職割合が近づくことを目指す必要があります。
- 「綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版）」に基づき、職員の仕事と育児の両立支援を進めており、令和4（2022）年に育児・介護休業法が男性の育児休業取得促進に向けた法改正も行われたことにより、男性職員の育児休業取得率が令和5

¹² LGBTQ+ レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の頭文字からなる言葉で、性自認（こころの性）、恋愛感情などがどの性に向かうか（性的指向）において、少数派とされる人々のこと。

¹³ 性的少数者 性的指向が同性や両性である、性自認が身体的性別と一致していないなど、性のあり方が多数派に属さない人。

(2023)年度以降、50%を超えています。

- 審議会等の女性委員割合が伸び悩んでいる状況に対応するために、自治会の役員への女性登用の実態把握と働きかけを目的に、令和7(2025)年に市内全自治会を対象にしたアンケートを実施しました。その結果からは、女性の登用の支障になることとして、自治会の重要な役職は男性が就くものという意識が男女ともに根強く特に男性にその傾向が強い、女性自身が役職に就くことに対して消極的であるといった、男女双方の意識の問題が多くあげられています。また、女性は家庭役割の負担が大きいため会合の出席やさまざまな役割を担うことが難しいといった声は女性から多く聞かれています。

一方で、高齢化や人口減少により、自治会活動の担い手が減っており、これまで通りのやり方では、自治会が存続しないという危機感を持つ人も多くみられます。そのために、会議の時間を参加者の都合に合わせて調整したり、活動内容を見直したりするなど負担の軽減を図っている自治会もみられます。また、体力的に難しい作業分担を女性には配慮するなども行われています。住民の高齢化のため、村用作業を外部委託することを決めた自治会もありました。

自分たちが暮らす地域をより暮らしやすくするために、性別にかかわらず、幅広い世代の誰もが参加しやすい活動のあり方を十分に話し合っ、役職も分かち合い、共に責任を担うことが必要です。これまでのやり方だけにこだわらず、多様な意見を取り入れていくことで、住民の参加意識が高まり、コミュニティの活性化につながると考えられます。

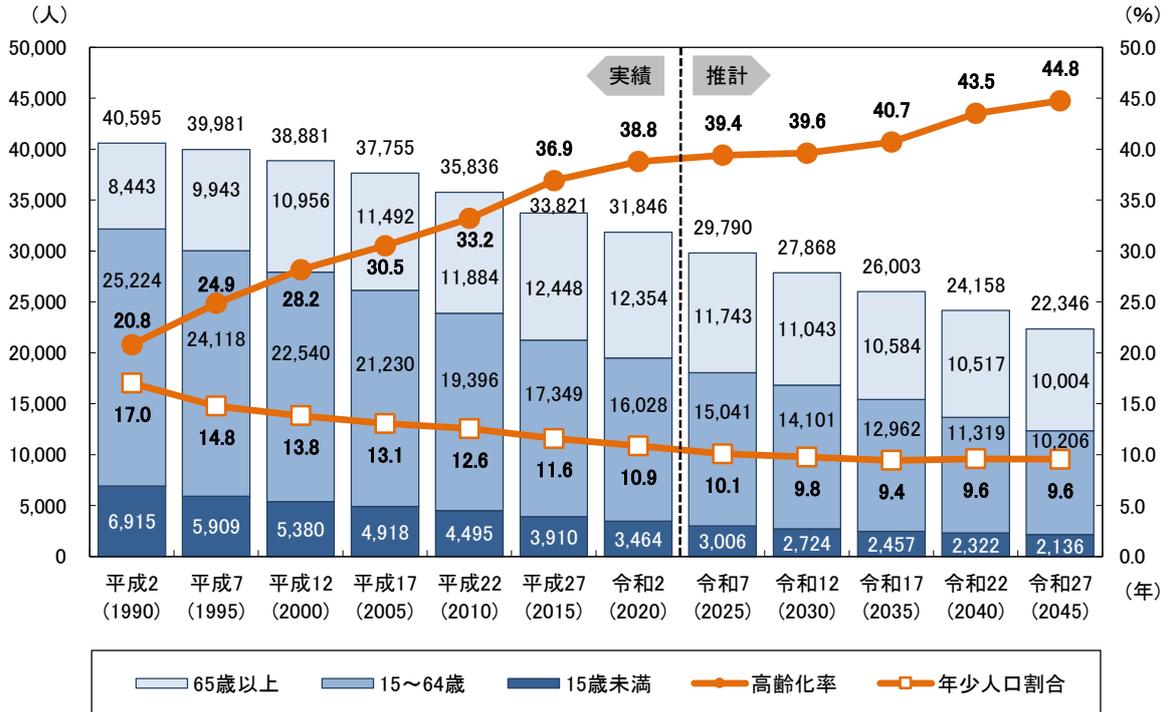
アンケートにあげられていたように、女性登用を積極的に進めている自治会の取組事例の情報共有を行い、市役所から自治会に委託している業務も含めたスリム化や効率化、組織構成やルールの見直し、デジタル化の推進などを支援して、自治会活動を持続可能なものとするよう取り組む必要があります。

3 綾部市における男女を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の動向

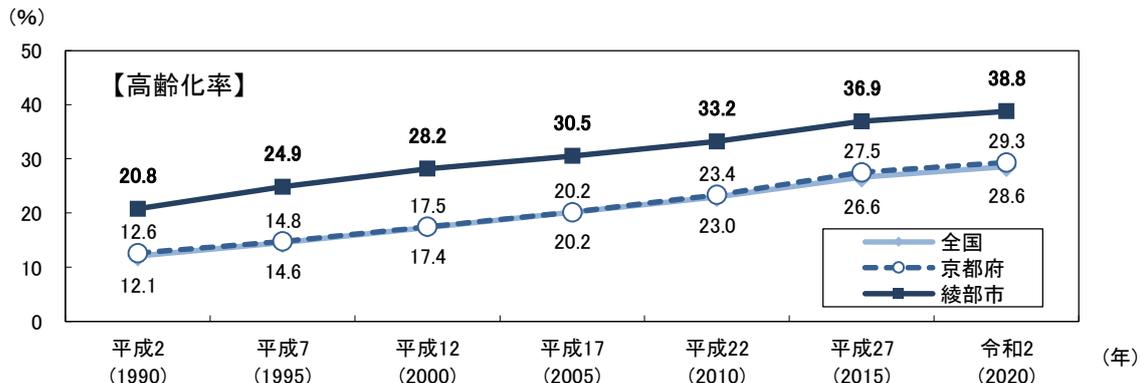
本市の高齢化率は、全国や京都府平均と比べて約10ポイント高く、人口減少と高齢化が進んでいます。高齢化率は今後も上昇を続け、20年後の人口は22,000人余りと推計されています。

■ 高齢化率と年齢3区分別人口の推移（推計含む）（綾部市）



注1) 平成2~27年の実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。
 2) 令和2年の値は不詳補完値
 3) 高齢化率・年少人口割合は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。
 資料：総務省「国勢調査」(平成2~令和2年)
 国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)(令和7~27年)

■ 高齢化率の比較（綾部市、京都府、全国）

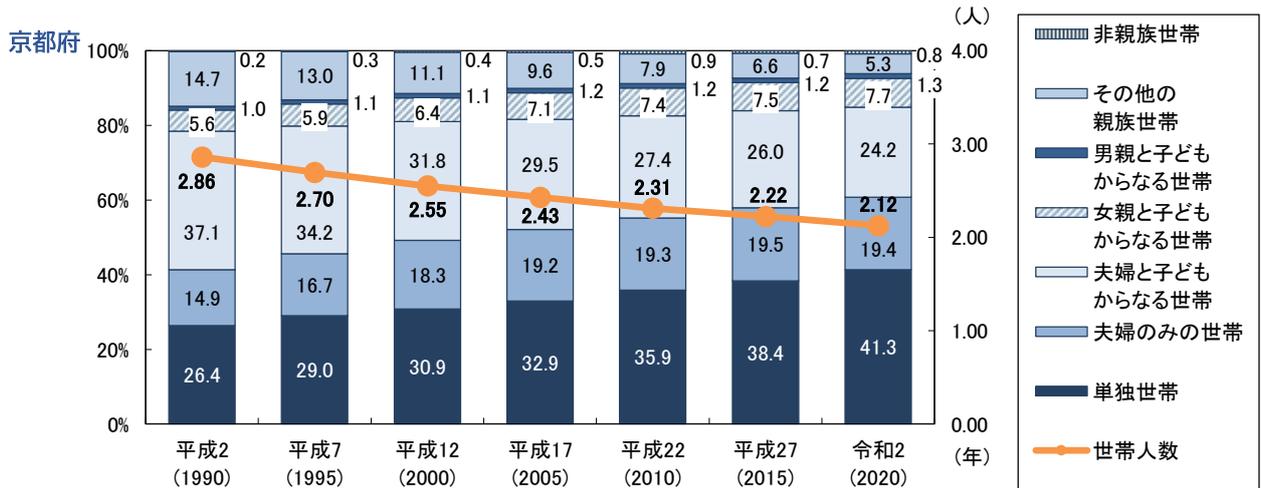
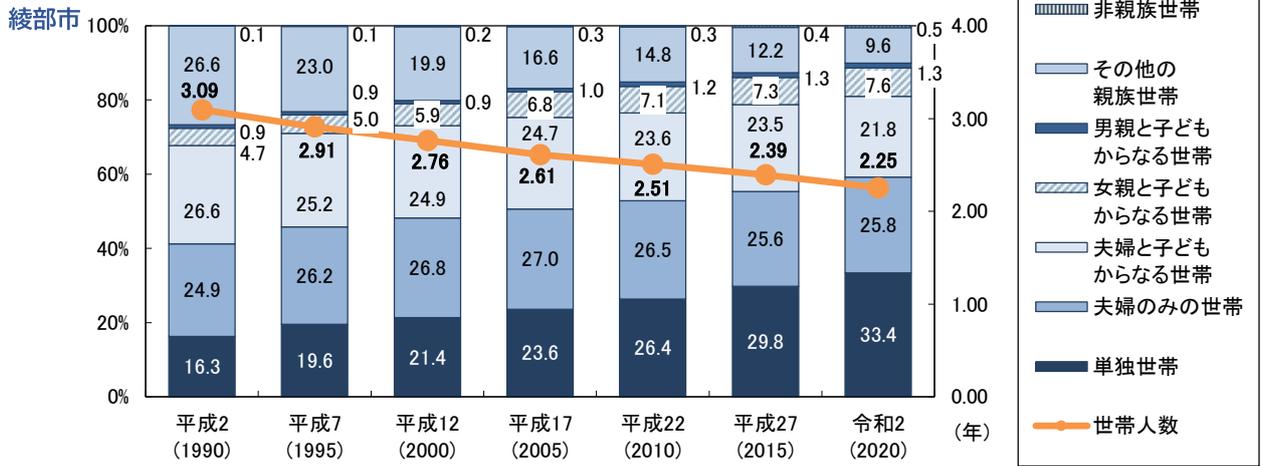


資料：総務省「国勢調査」

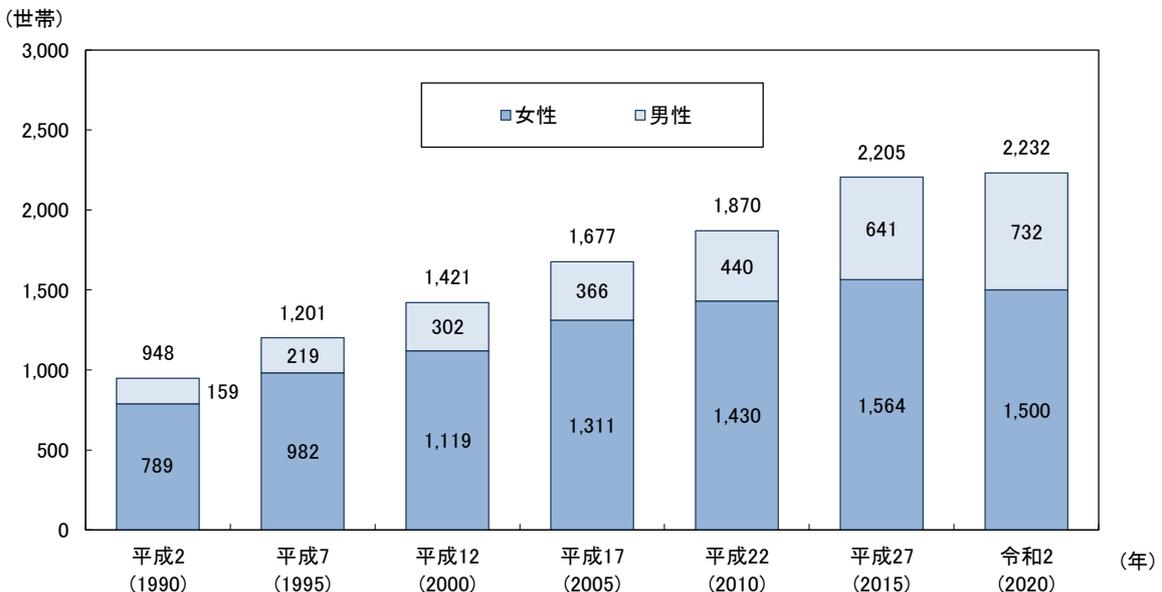
第1章 計画の基本的な考え方

世帯構成では、京都府平均と比べて単独世帯と夫婦と子どもからなる世帯の割合は低く、夫婦のみの世帯割合が高くなっています。高齢単独世帯では約7割が女性です。

■ 世帯類型別割合と一世帯当たりの人数の推移（綾部市、京都府）



■ 性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（綾部市）

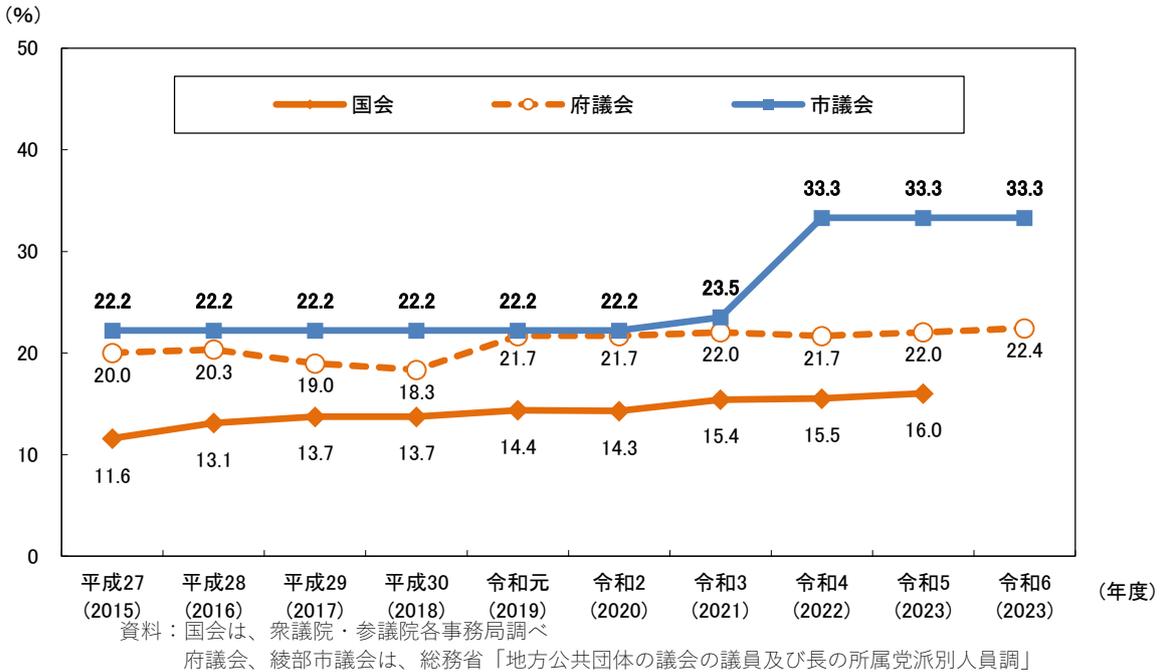


資料：総務省「国勢調査」

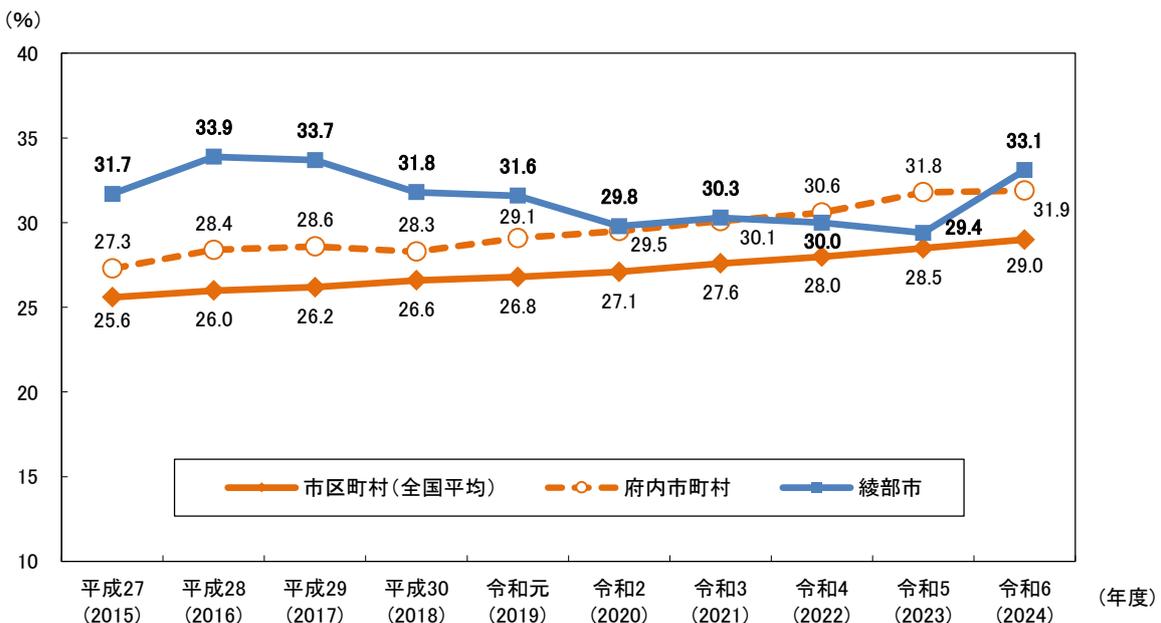
(2) 女性の社会参画

本市の市議会議員における女性割合は、33.3%で、国や京都府よりも高くなっています。審議会等の委員の女性割合も概ね30%を超えています。第4次あいプランで設定した目標値の40%には到達していません。

■ 女性議員割合の推移（綾部市・京都府・全国）



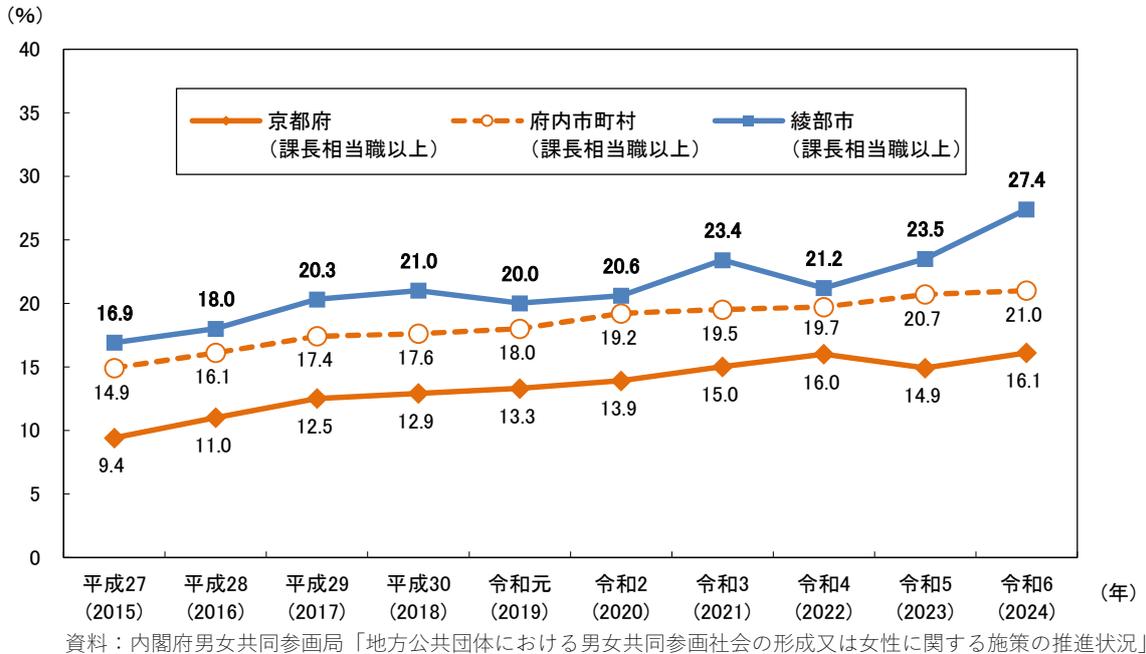
■ 審議会等の委員の女性比率の推移（綾部市・府内市町村・全国平均）



第1章 計画の基本的な考え方

市職員に占める女性管理職割合は、上昇傾向で推移しており、令和6（2024）年は27.4%、令和7（2025）年は31.9%となり、第4次あいプランで設定した目標値の30%を達成しました。

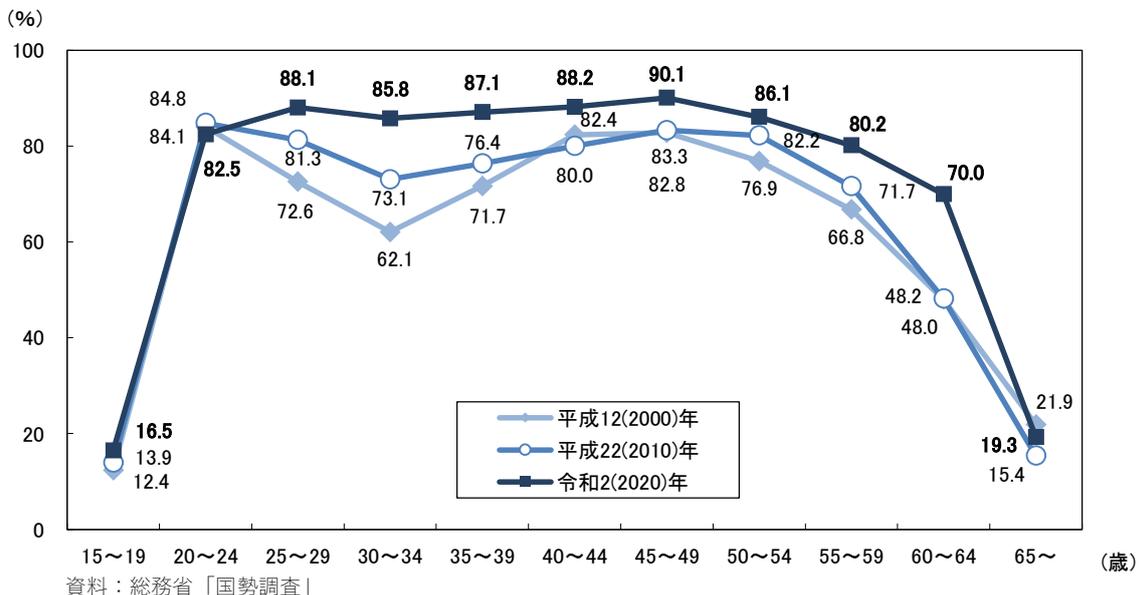
■ 府・市町村職員における女性管理職割合の推移【京都府・府内市町村・綾部市】



(3) 女性の就労状況

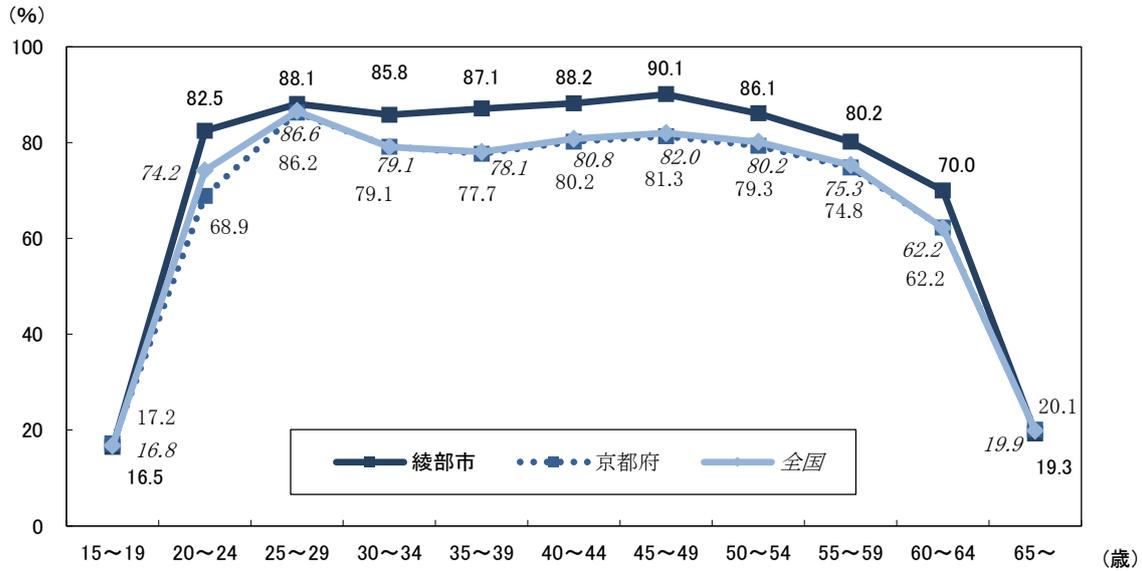
女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、いずれの年齢層も上昇しており、特に30歳代の上昇幅が大きくなっています。

■ 女性の年齢層別労働力率（綾部市）



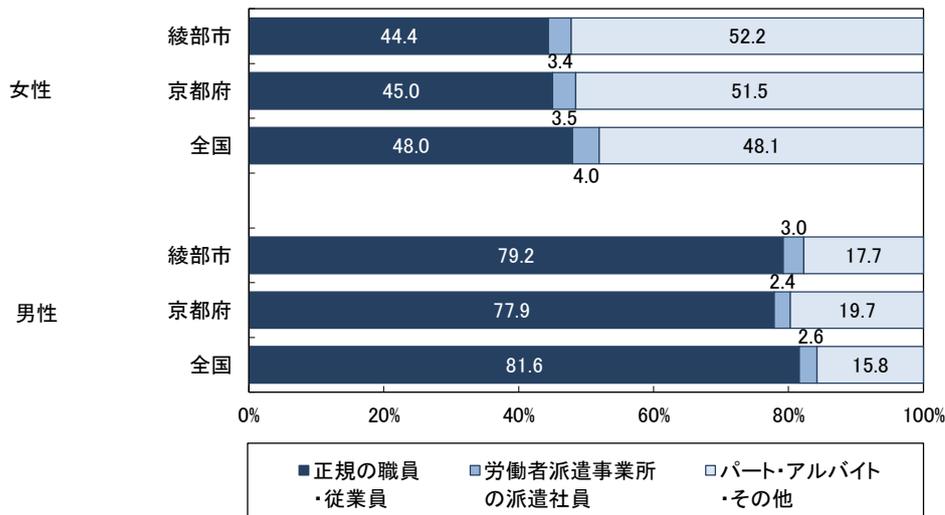
本市の女性労働力率は、20歳代以降いずれの年齢層も全国、京都府よりも高い状況です。その一方で、女性の雇用形態では、パート・アルバイト等が全国、京都府の割合よりもやや高くなっています。

■ 女性の年齢階級別労働力率の比較（綾部市、京都府、全国）



資料：総務省「国勢調査」

■ 雇用形態別構成割合の比較（綾部市、京都府、全国）

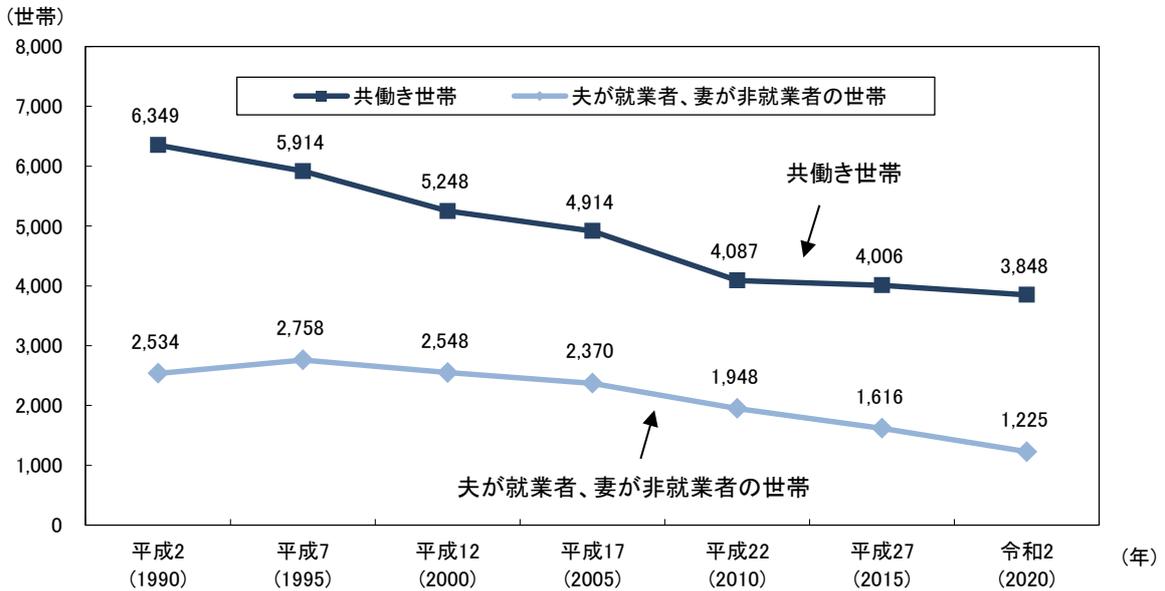


資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

第1章 計画の基本的な考え方

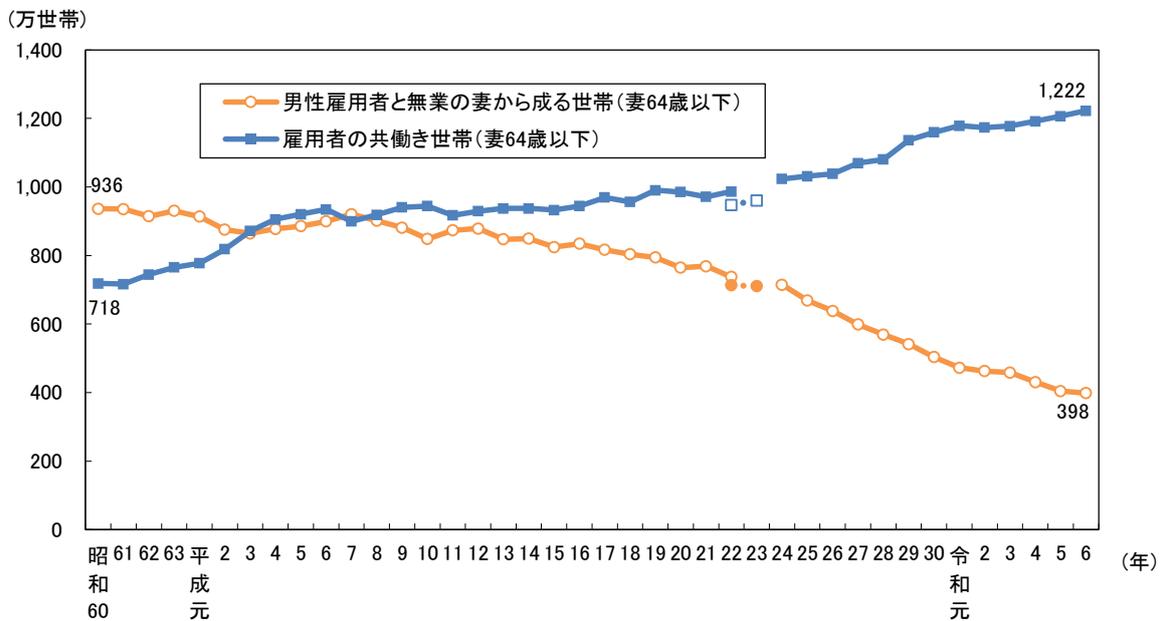
共働き世帯が専業主婦世帯を一貫して上回っているのは、本市の特徴といえます。

■ 共働き世帯の推移（綾部市）



注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」
資料：総務省「国勢調査」

■ 共働き等世帯数の推移（妻64歳以下）（全国）



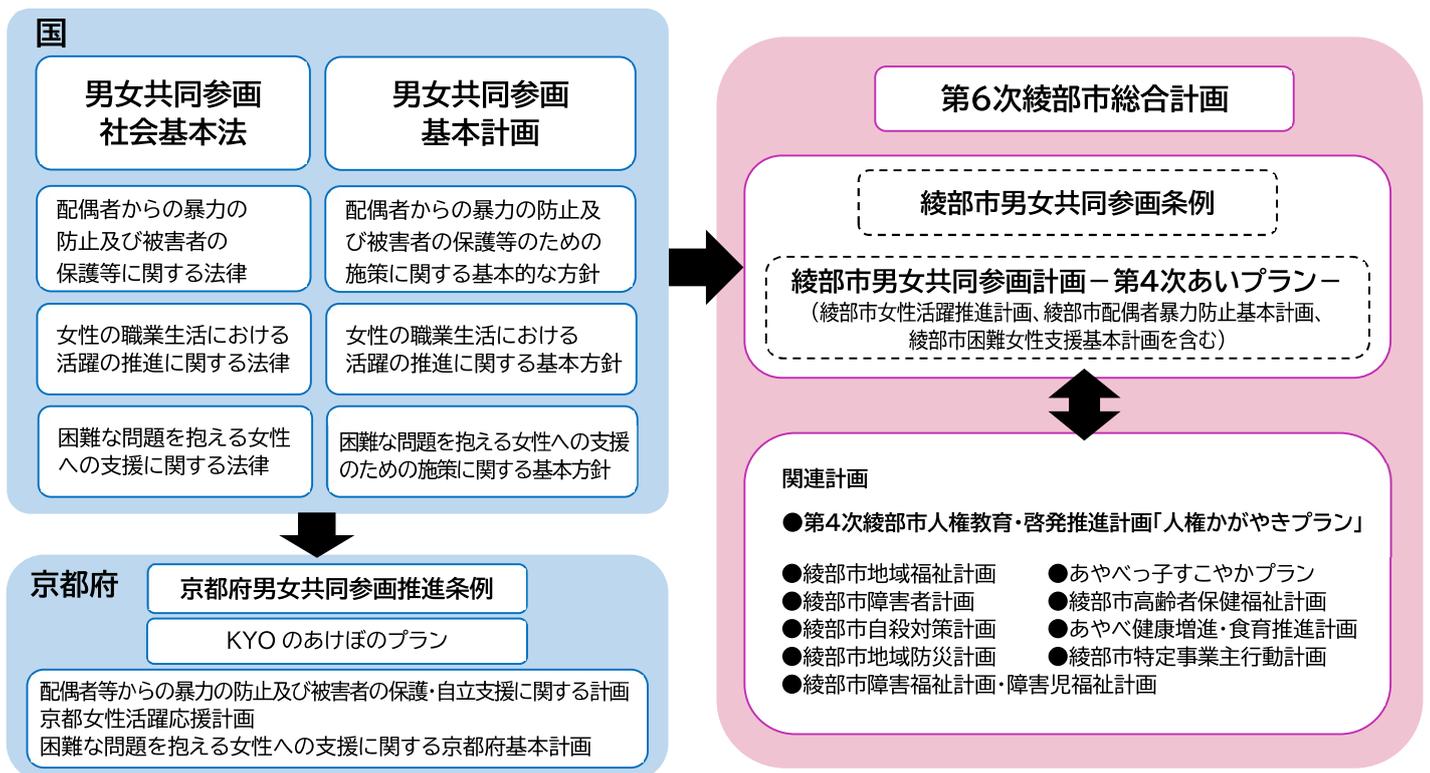
注) 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
資料：内閣府「男女共同参画白書」令和7年版

4 計画の位置付け

(1) 計画の性格

- 本計画は、綾部市男女共同参画条例第 9 条に基づく計画であり、男女共同参画社会基本法に規定される本市の男女共同参画基本計画です。
- 本計画は、「第 6 次綾部市総合計画」の部門別計画として、「基本目標 自治を高め、心つながりのあるまち」の実現に寄与します。
- 本計画は、国や京都府の男女共同参画計画を勘案して策定します。
- 本計画は、「DV 防止法」に基づく「綾部市配偶者暴力防止基本計画」、「女性活躍推進法」に基づく「綾部市女性活躍推進計画」、「困難女性支援法」に基づく「綾部市困難女性支援基本計画」を包含しています。

【 計画の位置付け 】



(2) 計画の期間

本改定版の対象期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 5 年間とします。なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

5 5年後に目指すビジョン

あいでつながる

あやべの新しい時代へ 共に歩もう

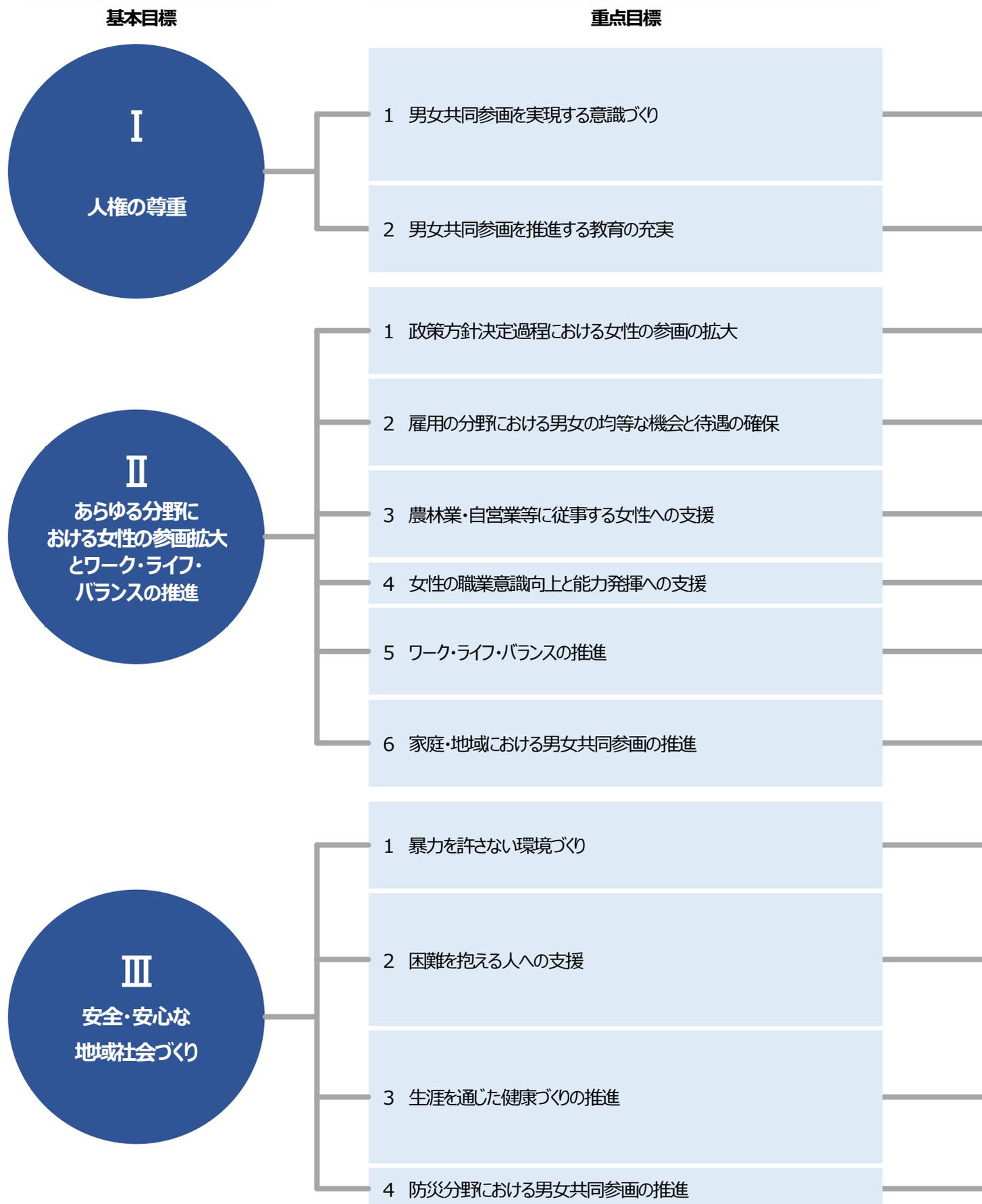
あいプランの達成により、すべての人が性別にかかわらずお互いを尊重しつつ、責任を分かちあい、個性と能力を発揮して共に活躍し共に生きる綾部市を目指します。

6 計画の基本理念

綾部市男女共同参画条例第3条に定める「基本理念」を本計画の基本理念とします。

- (1) すべての人が、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、性別による差別を受けることなく人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく、自らの意思と責任において社会における活動の選択ができるよう努めること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策の決定並びに地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう努めること。
- (5) 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (7) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

7 計画の体系



施策の方向

男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実

男女共同参画を推進する広報・啓発活動

メディアにおける人権の尊重

保育・教育におけるジェンダー平等教育の推進

男女共同参画を推進する学習機会の充実

方針決定の場への女性の参画の促進

男女共同参画に向けた女性の人材養成と人材情報の充実

事業者等への男女雇用機会均等法等の啓発

企業へのポジティブ・アクション導入の啓発

女性組織の育成とリーダー養成

女性の労働条件の向上

企業における意識改善と女性能力開発の促進

仕事と家庭が両立できる環境づくり

男性にとっての男女共同参画の推進

家庭・地域における男女共同参画の推進

多様なライフスタイルに応じた子育て・介護への支援

DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進

DV被害者への相談・支援体制の充実

困難な問題を抱える女性への支援

複合的な困難な状況におかれた人への支援

多様性の尊重と共に生きる地域づくり

性と生殖に関する意識の啓発と浸透

生涯にわたる健康づくりへの支援

母性保護と母子保健対策の充実

防災分野における男女共同参画の推進

女性活躍
推進計画

配偶者暴力
防止基本計画

困難女性
支援基本計画

The background is a vibrant, abstract composition of geometric shapes and patterns. It features large, overlapping triangles in shades of pink, light green, and light blue. Interspersed among these are various smaller elements: dark blue rounded rectangles, thin white lines, circles in light green and blue, and zigzag lines in dark blue. Some areas are filled with a pattern of small white dots. The overall style is modern and playful, with a clean, minimalist aesthetic.

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重

現状と課題

令和6（2024）年度に実施した「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女共同参画のためのさまざまな社会の動きに関心のある人は7割近くとなっており、前回調査と比べて約10ポイント高くなっています。

また、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別役割分担に否定的な人、女性の就労継続に肯定的な人は増加しており、市民意識はジェンダー平等の方向に変化している様子が見えてきます。その一方で、社会全体での男女平等感では、6割以上の人々が『男性優遇』と感じている現実はほとんど変わっていません。

この結果は、現実の生活で男女のおかれた状況に変化が感じられていないからだと考えられます。その背景には、長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス¹⁴）の存在が挙げられます。

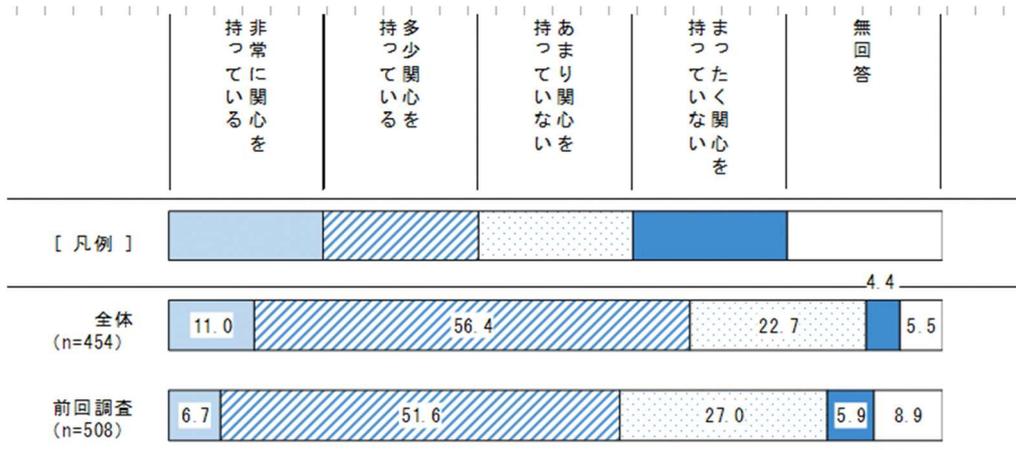
こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取るさまざまな情報や体験によって形成されるものです。無意識のうちに子どもの性別によって言葉かけ等が異なることで、子どもは、それぞれの性別に期待される役割やふるまい方を身につけるようになると考えられます。固定観念や無意識の思い込みは、誰もがもつものですが、そのことによって生き方がしばられると、生きづらさを感じるなど、一人ひとりの個性の発揮を妨げることにつながりかねません。

性別にかかわらず、誰もが人権を尊重され、自らの意思で主体的に多様な選択ができるように、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場と機会を通じて、幅広い層を対象に、ジェンダー平等、男女共同参画の理解を浸透し、すべての人がともに社会の発展に貢献する意識を醸成する必要があります。

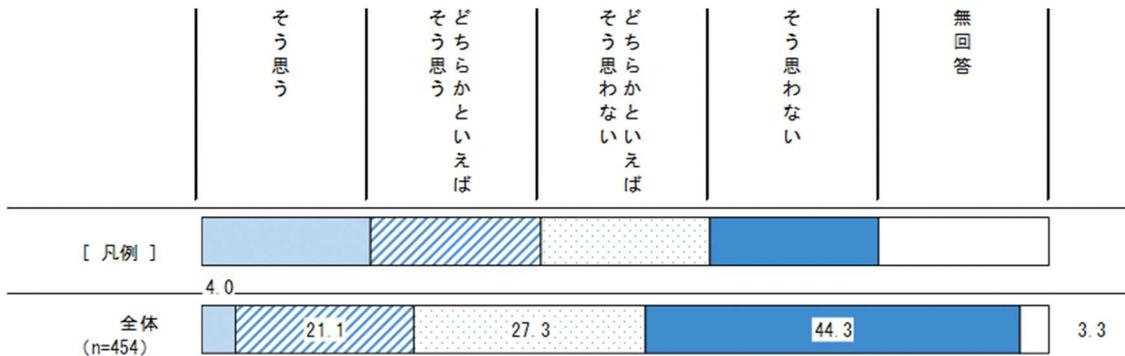
¹⁴ **アンコンシャス・バイアス** 過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に付いたものの見方や捉え方の偏りのこと。性別に基づくアンコンシャス・バイアスは、就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがある。

第2章 計画の内容【基本目標I】

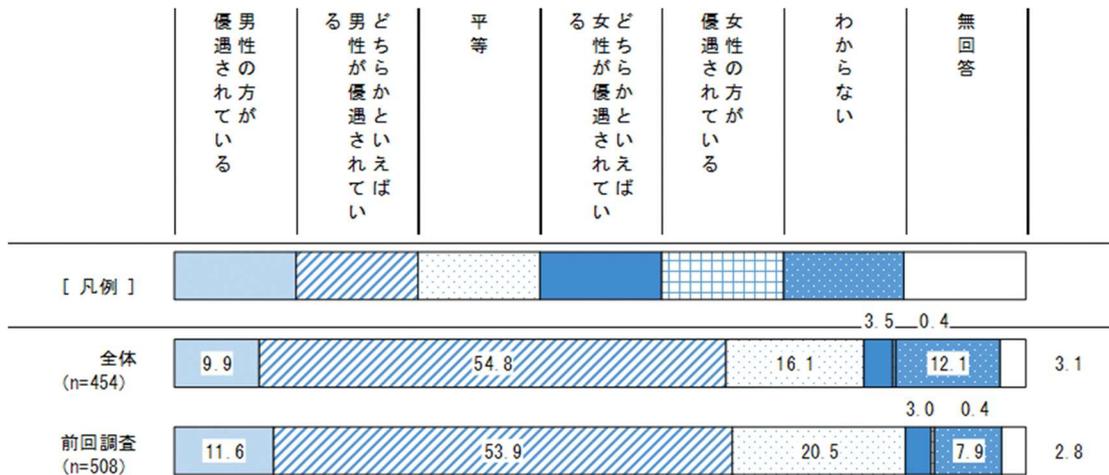
男女共同参画についての関心の有無



「男性は仕事、女性は家事・育児」と役割分担をする方がよい



各分野の男女の地位の平等感



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6（2024）年度

重点目標 1 男女共同参画を実現する意識づくり

施策の方向

(1)男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実

事業番号	施策	内容
1	男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実	◇性別・年代別の意識や実態等を調査し、市民のニーズや実情を把握するなど意識変革のための研究を行います。
2	国際社会におけるジェンダー平等に関する学習と情報収集	◇国際社会におけるジェンダー平等や国際情勢等の情報収集を行うとともに、講座等により広く市民に啓発を行います。
3	男女共同参画センター機能の充実	◇男女共同参画を進めるうえでの拠点として、あいセンターの機能の充実を図ります。

(2)男女共同参画を推進する広報・啓発活動

事業番号	施策	内容
4	多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動の推進	◇広報紙、ポスター、FMいかる、ホームページ等の多様な媒体を活用し、世代に応じたジェンダー平等、男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進めます。
5	人権教育・啓発の推進	◇ジェンダー平等を人権課題の一つととらえ、「綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」に基づき、法の下での平等、個人の尊重といった人権の視点からの教育・啓発を推進します。

(3)メディアにおける人権の尊重

事業番号	施策	内容
6	男女共同参画の視点に立った市の刊行物における表現の配慮	◇男女共同参画の視点から市の刊行物等について固定的な性別役割分担意識を肯定、又は連想させるような内容や表現にならないようにします。
7	ジェンダー平等の視点でメディアを読み解く力をつける取組の推進	◇メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力をつけるための学習を行います。

重点目標2 男女共同参画を推進する教育の充実

施策の方向

(1) 保育・教育におけるジェンダー平等教育の推進

事業番号	施策	内容
8	ジェンダー平等の視点に立った保育の推進	◇保育所、認定こども園の関係者自身がジェンダー平等に対し、敏感な視点を持つよう研修の充実を図ります。また、固定的な性別役割分担意識にとらわれない幼児教育・保育の推進を図ります。
9	幼稚園、学校におけるジェンダー平等教育の推進	◇教職員がジェンダー平等の視点を更に広げるために研修の充実を図ります。また、ジェンダー平等の視点に立った学習が行えるよう、指導内容や指導方法、教材について研究します。
10	性別にとらわれない生徒指導・進路指導の推進	◇性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を十分伸ばす生徒指導や進路指導を行うための研究に取り組むとともに、教職員の研修の推進を図ります。

(2) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

事業番号	施策	内容
11	男女共同参画の視点を取り入れた学習の場の充実	◇男女共同参画や固定的性別役割分担意識解消の視点に立った学習の場を提供します。また、性別にとらわれない多様な生き方を目指す生涯学習を推進するための指導者を養成します。 ◇性別や性的指向・性自認 ¹⁵ にとらわれない多様な社会を目指すための学習機会を提供します。
12	学習の推進による慣習やしきたり等の見直し	◇固定的性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの改善に向けて、性別や年齢等さまざまな対象者が参加しやすい内容や時間帯を考慮した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。
13	市職員の男女共同参画に関する意識の向上を図る研修の充実	◇各部署において、男女共同参画の視点に立った事業展開が行えるよう、職員の意識を高め、理解を深めるための職員研修を充実します。

¹⁵ 性的指向・性自認 性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということ。性自認（性の自己認識）とは、自分の性別をどのように認識しているのか、ということで、「心の性」と言われることもある。「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感をもつ人もいます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

【あらゆる分野における女性の参画拡大】

本市の審議会等委員の女性割合は、第4次あいプラン前期計画で設定した目標値の40%には到達していませんが、30%前後の水準を維持しており、概ね全国や京都府の平均を上回っています。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、「方針決定の場に参画する女性が増えた方がよい」という市民意識は高いにもかかわらず、現実の参画状況は大きな進展がみられません。また、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、前回調査同様に「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が上位に挙げられて、男女双方の意識変革が課題と考えられます。ただし、「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること」が前回調査に比べて増加しており、具体的な取組の必要性が認識されるようになっている傾向がうかがえます。

令和7（2025）年度までの時限立法であった「女性活躍推進法」は、その目的の達成が不十分であるとの認識で、期限が10年間延長され、男女間賃金差異や管理職比率の公表（101人以上の事業主）の義務付けなどが規定されました。

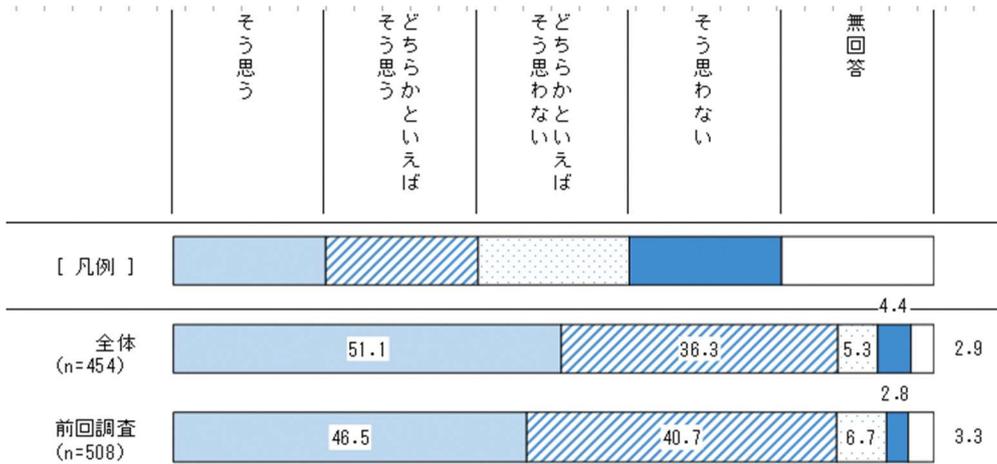
本市が行った事業所アンケートでは、女性従業員数、女性管理職数ともに「増えている」という事業所の割合が増加しており、今後の雇用についても「増やしたい」という事業所が増えており、事業所側の女性活用意欲は高まっている様子が見えます。

人材不足が事業所の大きな課題であるなかで「共同参画しないと企業は回らない」といった意見も寄せられていますが、女性管理職登用の課題としては、前回調査同様に「女性自身が管理職を望まない傾向がある」が最も多くあげられています。

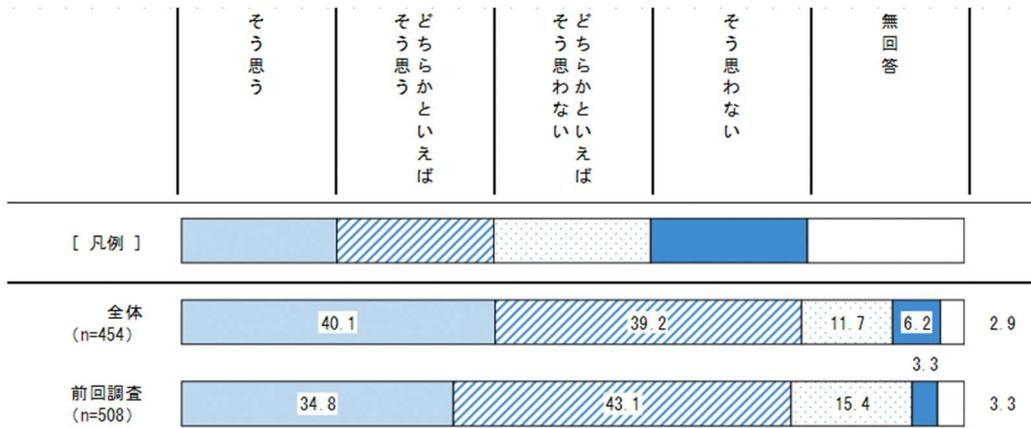
女性が管理職を望まない背景には、依然、家事・育児・介護との両立の負担感もあると考えられるため、女性の意識変革とともに男性の家事・育児・介護への参加を進めていく必要があります。

第2章 計画の内容【基本目標Ⅱ】

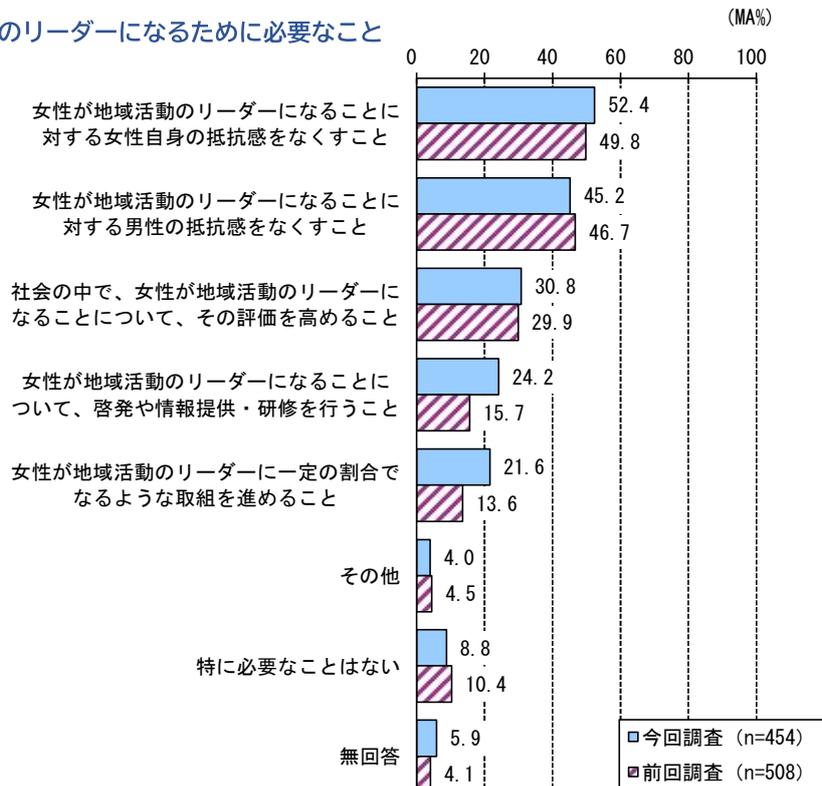
■ 政治など方針決定の場に参画する女性が今よりも増えた方がよい



■ 自治会やPTA等の会長や役員に女性が増えた方がよい

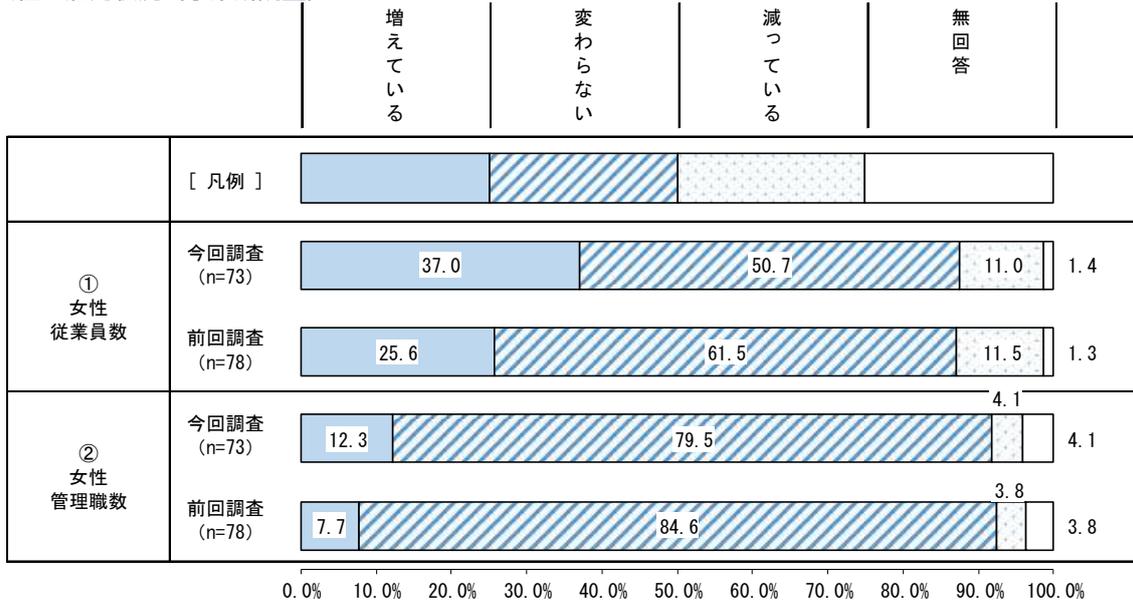


■ 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

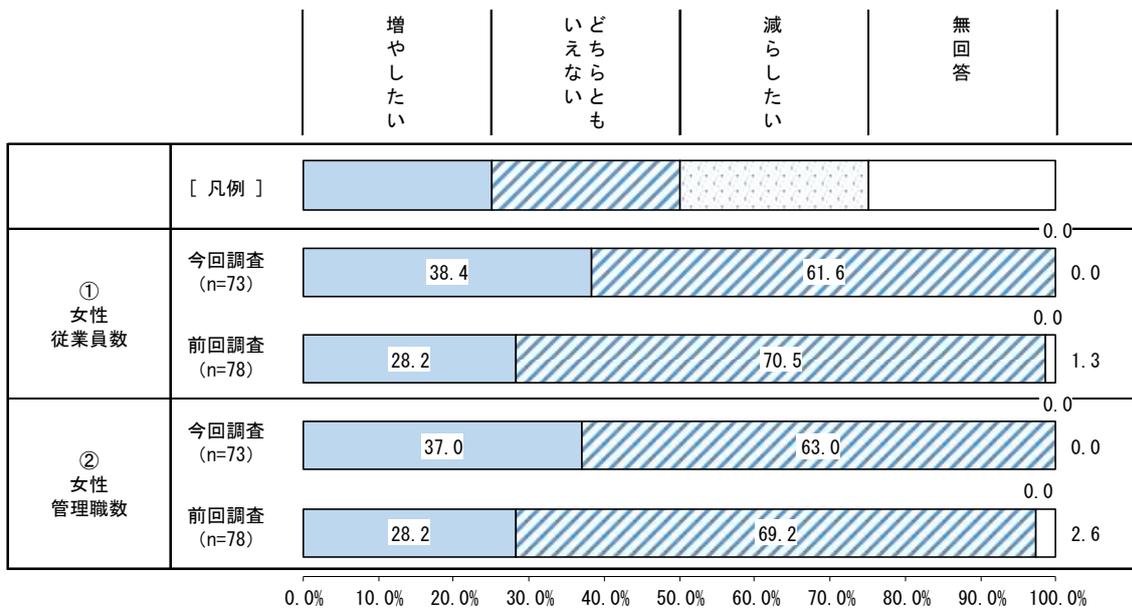


資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6（2024）年度

■ 女性の雇用状況（事業所調査）



■ 今後の女性の雇用についての考え（事業所調査）



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6（2024）年度

【ワーク・ライフ・バランスの推進】

本市の女性の就労状況は、全国や京都府に比べて女性の労働力率が高く、共働き世帯が多いという特徴があります。その背景には歴史的に繊維産業を中心とした製造業が集積した産業構造があげられます。相対的に三世帯世帯の割合が高いことも共働き世帯を支えてきたと考えられますが、近年は三世帯世帯の減少が顕著となっています。

少子高齢化の進展により働き手が減少する中、国では、女性の労働力に期待する政策を進めており、仕事と育児の両立支援のために、保育サービスや育児にかかわる給付制度、休暇制度の拡充を進めています。しかしながら、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状は大きく変わっていません。

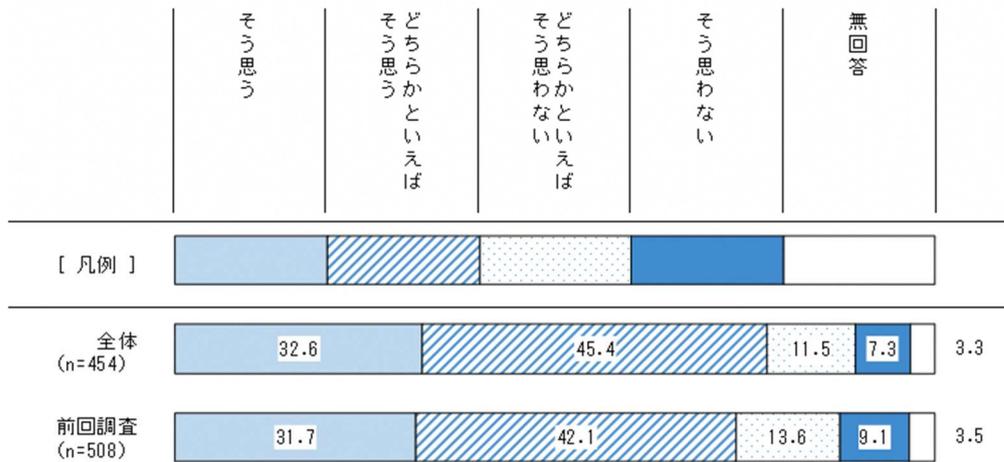
「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女が育児や介護の有無にかかわらず働き続けるために必要なこととして、「休業を取りやすい職場環境、職場の雰囲気づくり」「企業の育児・介護休業制度の整備・充実」「男女がともに家族の家事・育児・介護を担う」を挙げる人が6割を超えています。

また、高齢化の進展により、働きながら介護を行う男女は増えており、仕事と介護の両立も大きな課題となっています。さらに晩婚化、晩産化に伴い、子の育児と親の介護を同時期に行わなければならない「ダブルケア¹⁶」の問題も顕在化しているなど、育児、介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっています。

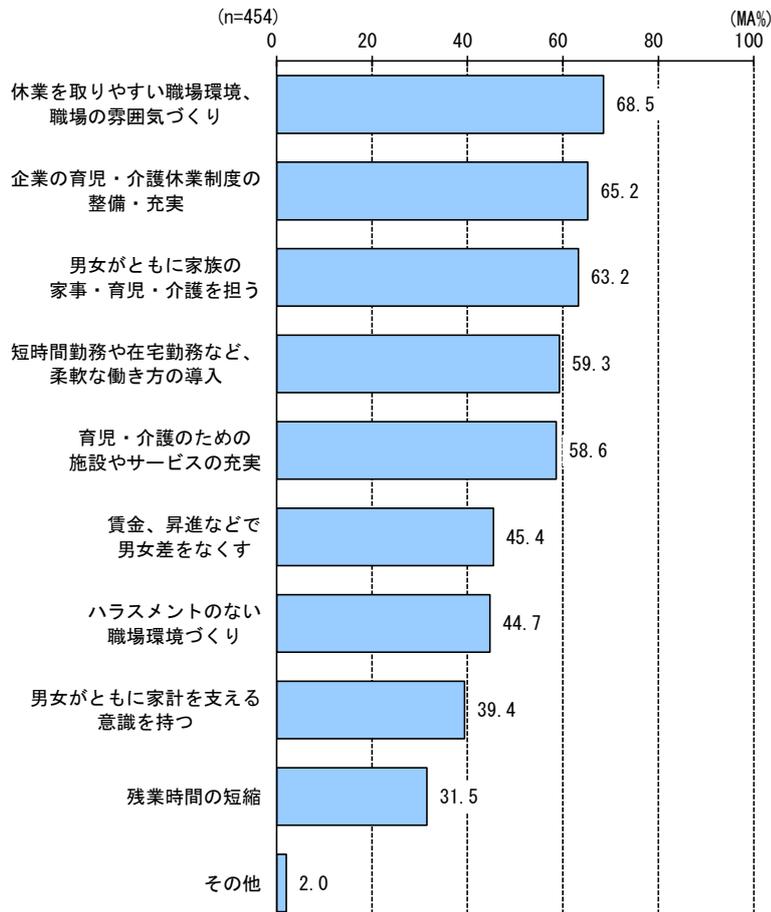
地域における子育て支援や介護サービスの基盤整備とともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する働き方改革や柔軟な勤務形態による両立支援対策等の働きかけなど、誰もが仕事と生活の調和が実現できる社会環境の整備が求められています。

¹⁶ ダブルケア 子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことをさします。

■ 女性も結婚、出産にかかわらず仕事を続ける方がよい



■ 男女が育児や介護の有無にかかわらず働き続けるために必要なこと



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6（2024）年度

¹⁷ **ハラスメント** 「嫌がらせ」のこと。セクシュアル・ハラスメントのほかにもパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等があります。
 マタニティ・ハラスメントは、妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや不利益取扱いのこと。
 パタニティ・ハラスメントは、子育て中の父親への職場等での嫌がらせのことで、男性社員が育児休業や短時間勤務を取りにくくなるような言動や「育児は女性の役割」という考え方を押し付ける言動等が挙げられます。
 令和2（2020）年に改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務化され、令和7（2025）年には、カスタマーハラスメントや求職者に対するセクシュアル・ハラスメントが追加されました。

重点目標 1 政策方針決定過程における女性の参画の拡大

施策の方向

(1)方針決定の場への女性の参画の促進

事業番号	施策	内容
14	市の審議会等における女性の参画の促進と市政への女性の意見の反映	◇市の審議会等委員の委嘱の在り方を見直し、男女とも40%以上の参画を目標として取り組むとともに、定期的な調査、分析を行い、結果を公表します。また、男女がともに参画しやすい環境をつくるため、パブリック・コメント ¹⁸ の実施及び審議会等の委員公募制の促進や積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ¹⁹ の導入に努めます。
15	女性市職員の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	◇女性市職員が多様な仕事を経験し能力が発揮できるよう職域の拡大を図るとともに、管理監督職への女性の登用率35%以上を目標として取り組みます。
16	女性の職域拡大と積極的登用への啓発	◇民間企業において女性の職域拡大や管理職等への積極的登用が行われるよう、関係部署と連携し人事担当者や管理職に向けた講座を開催するなどにより啓発を行います。 ◇地域産業に従事する女性の貢献を正當に評価し、方針決定の場への参画を促進します。
17	地域活動における女性の参画拡大	◇多様な地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。

(2)男女共同参画に向けた女性の人材養成と人材情報の充実

事業番号	施策	内容
18	女性の人材養成の充実	◇女性のエンパワーメント ²⁰ につながる内容を積極的に取り入れた講座、企画や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性リーダーを養成します。
19	女性がチャレンジできる環境づくりと情報の提供や相談	◇女性が希望を持って、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、チャレンジ支援に関する情報の提供や相談、講座等を開催します。 ◇女性団体やグループの自主的な活動への支援とネットワークづくりを促進します。

¹⁸ **パブリック・コメント** 行政の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画案等の趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する行政の考え方を公表し、市民の意見を政策に反映させる機会を確保させる手続きのこと。

¹⁹ **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）** さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施する措置のこと。

²⁰ **エンパワーメント** 人が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となること。

重点目標2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

(1)事業所等への男女雇用機会均等法²¹等の啓発

事業番号	施策	内容
20	事業所等への雇用機会均等法等の普及	◇男女雇用機会均等法や労働基準法等の趣旨を普及させ、雇用の分野でのジェンダー平等を推進するために、事業所の人事担当者や管理職に向けた講座・講演会等を実施するとともに啓発を推進します。
21	フレックスタイム制等多様な働き方の普及・啓発の推進	◇フレックスタイム制 ²² 、テレワーク ²³ 、在宅勤務 ²⁴ 等、柔軟な働き方についての自主的な取組や女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度の普及・啓発を行います。
22	ハラスメント防止対策の充実	◇セクシュアル・ハラスメント ²⁵ をはじめとするハラスメント防止について、事業所等へ啓発や研修実施への働きかけを行うとともに、問題が生じた場合の適切な対応についての情報提供や相談体制の充実を図ります。

(2)事業所へのポジティブ・アクション導入の啓発

事業番号	施策	内容
23	事業所、団体等のポジティブ・アクションへの取組についての啓発の推進	◇女性活躍推進法の趣旨の浸透と民間事業所、団体等に対しポジティブ・アクションの情報を提供し、具体化への啓発を推進します。

²¹ **男女雇用機会均等法** 正式名称は「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女性労働者の福祉の増進に関する法律」。昭和60（1985）年制定。募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められています。

平成29（2017）年からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられました。

²² **フレックスタイム制** 労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決められる制度。

²³ **テレワーク** ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

²⁴ **在宅勤務** 会社ではなく自宅を就業場所として、出社したときと同様の仕事を行うこと。

²⁵ **セクシュアル・ハラスメント** 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、さまざまな生活の場で起こり得るものである。職場においては、性的な言動に対する対応により労働者がその労働条件等について不利益を受けるものを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動により労働者の就業環境が害されるものを「環境型セクシュアル・ハラスメント」という。男女雇用機会均等法の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策が強化され、令和2（2020）年6月1日から施行されています。

重点目標3 農林業・自営業等に従事する女性への支援

施策の方向

(1)女性組織の育成とリーダー養成

事業番号	施策	内容
24	女性組織の育成とリーダー養成	◇農林業・自営業等に従事する女性のための研修を充実し、組織の育成やリーダーの養成を行います。

(2)女性の労働条件の向上

事業番号	施策	内容
25	農林業・自営業等に従事する女性の実態把握及び労働条件向上のための支援	◇農林業・自営業等に従事する女性の状況について問題点やニーズを把握します。また、家族経営協定 ²⁶ 等の普及に努め、女性の労働条件向上のための支援を行います。

重点目標4 女性の職業意識向上と能力発揮への支援

施策の方向

(1)事業所における意識改善と女性能力開発の促進

事業番号	施策	内容
26	職業能力向上に向けた講座と研修会への参加促進	◇女性の職業意識・職業能力向上のための講座等を関係機関と連携して行います。また、女性の職域拡大や職業能力向上のための研修会等への積極的な参加を促進するため事業所や社員に向けた啓発を行います。
27	起業、就労、資格取得等の情報提供と労働相談窓口の充実	◇働く女性にかかわる情報や、起業活動を目指す女性、就労意欲のある女性の能力開発、資格取得等のための情報を積極的に提供します。また、働く女性のさまざまな相談に応じられるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
28	再就職に向けた支援	◇育児や介護等のために退職した女性の再就職に向けた取組を関係機関と連携して行います。

²⁶ 家族経営協定 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

重点目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

(1)仕事と家庭が両立できる環境づくり

事業番号	施策	内容
29	ワーク・ライフ・バランスのための制度の普及と啓発の推進	◇仕事と生活の調和を図るために、両立支援の必要性について、事業所や市民等に情報提供や啓発を行います。 ◇事業所及び市民に育児・介護休業法 ²⁷ 、次世代育成支援対策推進法 ²⁸ 等の法律の趣旨や内容を広めます。
30	男性市職員の育児・介護休業取得の推進	◇特定事業主行動計画に基づき、男性市職員の育児・介護休業制度の取得を奨励し、育児休業取得率 60%を目標に取り組むを積極的に進めます。
31	労働時間短縮促進への啓発	◇働く男女が職場・家庭・地域でバランスのとれた活動をするため、労働時間短縮に向けた取組の普及啓発を行います。

(2)男性にとっての男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
32	男性に対する啓発の推進	◇男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座を開催し、男性の参加を促進するとともに、男性向けパンフレットの作成等の取組を進めます。 ◇男女がともに家庭での役割を担うことができるように、男性も参加しやすい家事・育児・介護講座を充実し、男性の参加を促進します。

²⁷ **育児・介護休業法** 平成4(1992)年に「育児休業等に関する法律(育児休業法)」が施行され、平成7(1995)年の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」となった。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、事業主が講ずべき措置等を定めています。改正が繰り返され、令和4(2022)年には、男性の育児休業取得促進のために出生時育児休業制度が創設され、令和6(2024)年の改正では、柔軟な働き方の拡充や育児休業の取得状況の公表義務の拡大などが行われました。

²⁸ **次世代育成支援対策推進法** 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる法律。平成17(2005)年度から平成26(2014)年度末までの時限立法でしたが、法改正により、令和6(2024)年度末までに延長され、一般事業主行動計画の策定義務の延長、新たな認定制度「プラチナくるみん認定」が創設されました。令和6(2024)年には、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られました。

重点目標6 家庭・地域における男女共同参画の推進

施策の方向

(1)家庭・地域における男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
33	家庭における共同責任確立への啓発の推進	◇家庭での男女平等意識と共同責任確立のため、固定的性別役割分担意識や家事労働の評価について考える機会を提供し、啓発を進めます。
34	地域活動における男女共同参画の推進	◇住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施する活動を支援します。
35	地域団体の意思決定への女性の参画促進	◇自治会等の地域活動が、性別や世代にかかわらず多様な住民の参画により活性化するように支援します。

(2)多様なライフスタイルに応じた子育て・介護への支援

事業番号	施策	内容
36	子育て・介護に関する支援体制の充実と啓発	◇次世代育成支援対策推進行動計画、高齢者保健福祉計画に基づき、安心して、子育て・介護ができるよう、インフォーマルサービス ²⁹ も含めた支援体制を充実します。また、男女がともに担う子育て・介護についての啓発及び情報の提供を行います。
37	子育て・介護にかかわる地域活動への支援	◇子育て・介護を地域で支えるために市民が行う活動に対し積極的な支援を行います。また、子育て家庭の交流・介護者の交流機会の充実を図ります。
38	子育て・介護の相談体制の充実	◇子育て・介護について、相談体制を充実します。
39	ひとり親家庭の生活の安定と自立のための支援	◇次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と各種援助制度と就労支援の充実を図ります。
40	多様なニーズに対応できる保育の充実	◇子育てと仕事の両立支援に向け、延長保育、病児保育、一時保育等臨時的、突発的な保育の充実を図ります。
41	放課後学級の充実	◇学童期の児童が放課後や夏季休業中等に安心して過ごすことができるよう、放課後学級の充実を図ります。

²⁹ インフォーマルサービス 主に福祉分野における公的制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助等が挙げられます。

基本目標Ⅲ 安全・安心な地域社会づくり

現状と課題

【あらゆる暴力の根絶と被害者支援】

DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為³⁰、性暴力・性犯罪等の被害者の圧倒的多数は女性です。女性に対する暴力の背景には、女性蔑視や性にに基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男女間の力関係等、男女が対等ではない社会状況があります。女性に対する暴力を根絶するには、性差別意識や男女の社会的地位の格差の解消が必要です。

暴力を受けた被害者は、暴力の場所から逃れたあとも、自己肯定感や自尊感情の低下、PTSD³¹（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合があるなど、長期間にわたる精神的な不安定や体の不調により生活に支障をきたすことがあります。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、DVやハラスメントを受けても相談しなかった人が5割にのぼり、その理由に、「自分さえもっとしっかりすればいいのだと思った」「相談しても自分のせいにされたり、我慢するように言われるのではないかと思った」と回答する人がみられました。

また、男性の性暴力被害が顕在化するなど、男性が被害者となることも少なくありませんが、男性は相談につながりにくい傾向があります。性別を問わず、身近な場所で安心して相談できる体制の充実と窓口の周知が求められています。

近年のインターネットやSNS³²の普及により、性被害が低年齢化していることや、性的な画像が拡散された場合は完全に削除することが難しいなどの問題も顕在化しています。

デートDV³³等若い世代に起こりやすい暴力被害を未然に防止するために、「性的同意」やデートDVに関する理解を進め、誰も被害者にも加害者にもならないよう予防教育に取り組む必要があります。

³⁰ **ストーカー行為** 特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為等を反復して行うこと。

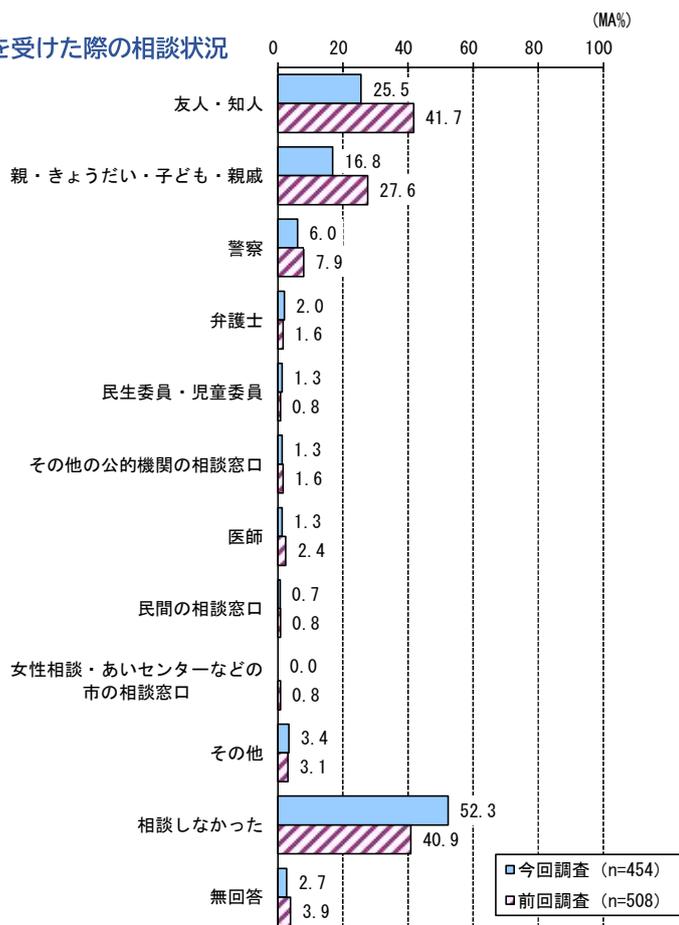
³¹ **PTSD** 心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）の略語。強い恐怖の体験が記憶に残って心の傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気。大規模な災害、犯罪被害のほか交通事故、DV、虐待等によっても生じます。

³² **SNS** ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。登録された利用者同士が交流できるWeb上のサービスのこと。

³³ **デートDV** 交際中の人々の間で起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離をさします。

第2章 計画の内容【基本目標Ⅲ】

■ DV・ハラスメントなどを受けた際の相談状況



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

■ 警察における刑法犯認知件数・相談件数（被害者の状況）

		2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
不同意性交等	認知件数	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	746	701	712	624	749	729
	うち女性	647	613	613	541	655	641
	女性割合	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	293	337	389	390	526	588
	うち女性	245	276	322	322	411	461
	女性割合	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
リベンジポルノ ³⁴ (私事性的画像被害)	相談件数	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3	77.4

資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

³⁴ リベンジポルノ（私事性的画像被害） 離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板等に公開する行為。

【困難を抱える人への支援】

「困難女性支援法」は、生活困窮や虐待、DV、性暴力・性犯罪被害、家族関係の破綻など、日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることによりさまざまな問題に直面することが多いことを踏まえ、生活上の困難な問題を抱える女性(そのおそれもある女性も含む)に対して、女性の人権尊重と当事者中心の視点に立ち、一人ひとりのニーズに応じて、本人に寄り添い、切れ目なく包括的な支援を行うことを基本姿勢としています。

女性は、男性に比べて非正規で働く割合が高く、賃金格差も解消されていないなどの就労分野で男女がおかれた状況の違い等を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすいと考えられます。なかでも、母子世帯は父子世帯と比べて就労収入が約半分であるなど、経済的に厳しい状況であるのが実態です。ほかにも非正規就労の単身女性、年金受給額が少ない高齢女性等すべての年代の女性に貧困問題が生じ得ることに留意する必要があります。

また、性的少数者、障害があること、外国籍等の人であることなどにより社会的困難を抱えている場合、性差別や偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあるため、さまざまな困難を抱える人それぞれの状況に応じた多様な支援が、より届きやすくなるよう配慮することが必要です。

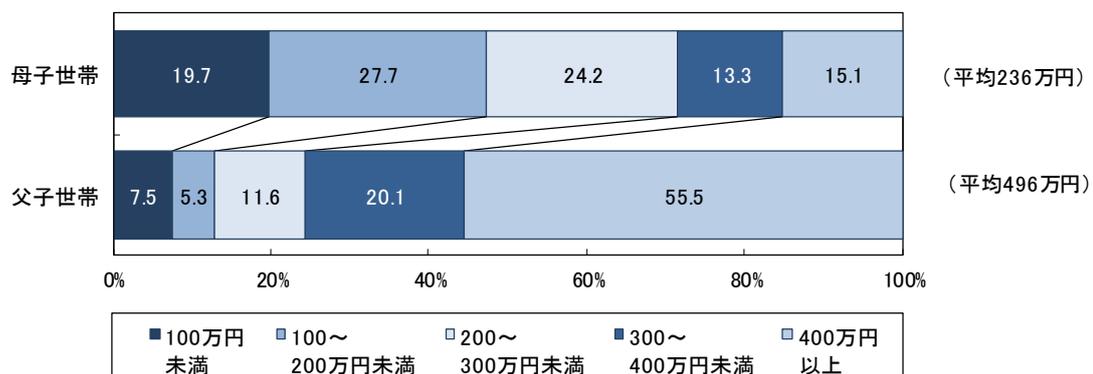
本市における外国人住民は、近年増加しており、製造業の多い本市で働く技能実習生や特定技能などの在留資格で来日する人が多くを占めていると考えられます。多文化共生社会の実現に向けて、多言語での情報提供や外国人労働者を含む在住外国人に対しての日本語学習機会の提供、外国人住民の生活支援等とともに相談につながりやすい体制づくりが求められています。

近年、LGBTQ+など性的少数者を表す言葉の認知は広がっているものの、性的少数者に対する差別や偏見、排除が起こっています。セクシュアリティ³⁵は複数の要素で構成され、それぞれが男女のどちらかに分けられなかったり、その時々で変化したりすることもあるという性の多様性に対する理解の浸透に努め、性的少数者の人が抱える生活上の困りごとへの対応が求められています。

³⁵ セクシュアリティ 人の性のあり方全般を指す言葉です。身体（からだ）の性のほかに、性自認（こころの性）、性的指向（好きになる性）、性表現（自分の性をどう表現するか）など複数の要素で構成され、その組み合わせは多様である。

第2章 計画の内容【基本目標Ⅲ】

■ 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合【全国】



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

【生涯にわたる健康づくり】

性別にかかわらず、誰もが持続的にいきいきと活躍できる社会を目指すためには、健康であることが前提であり、生涯にわたる健康の維持と、健康課題と上手に付き合っていくことが重要な課題となります。

女性は産む性であるという特性から、心身の状態がライフステージごとに大きく変化します。そのためセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（SRHR/性と生殖に関する健康と権利）³⁶の視点に立って、性にまつわる正しい知識の提供と性的自己決定³⁷の浸透がとりわけ重要となります。また、食生活やライフスタイルの変化が影響して、乳がん、子宮がん等女性特有のがんの罹患率の上昇、若年化が進んでいます。一方で、男性は生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合が高いことが指摘されています。

さらに、うつや不安障害などこころの健康問題は女性に多く見られますが、自殺者数は男性が女性の2倍と多いのが現状です。男性の自殺動機は、仕事や経済的な問題が多く、年齢では中高年層が多くなっています。仕事のプレッシャーや家族を養う責任感が過度になりやすく、悩みを抱えたときに周りに助けを求められず、一人で抱え込んでしまう傾向が、男性の自殺の多さにつながっているといわれています。

こうした性差による健康課題に対応する保健事業等の推進とともに、予期せぬ妊娠や性感染症の予防、不妊治療、産後うつなどへの対応にくわえて、セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、男女がともに自分自身の問題として考える必要があります。男女ともに、自分自身及び互いの身体の特長・健康課題に関する正しい理解が求められています。

さらに近年、産後うつになる女性が増加傾向であるなど、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援を行うこども家庭センター³⁸等の役割が重要となっています。

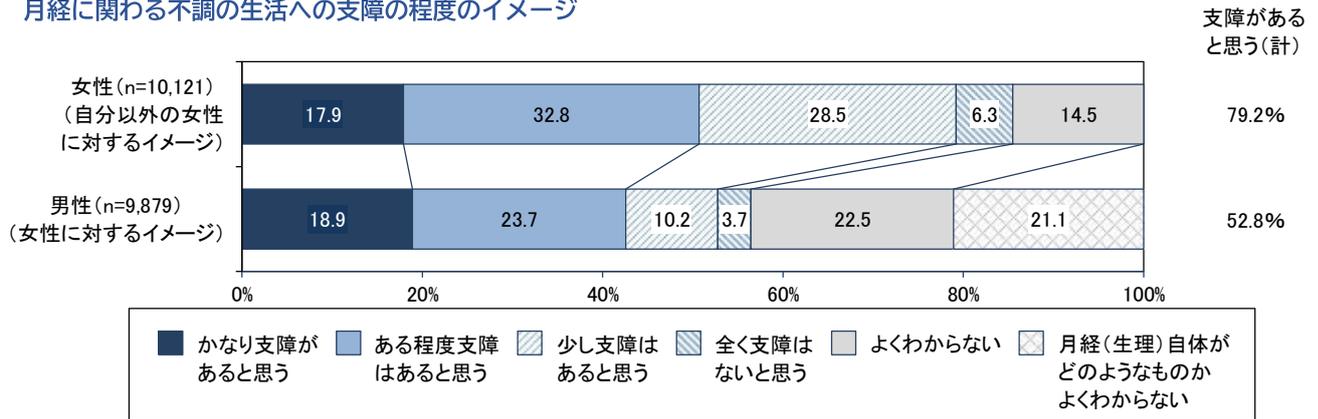
³⁶ **セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR/性と生殖に関する健康と権利）** 自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること、そのために必要な医療やケアを受けられることなど、年齢、性別、婚姻状態などにかかわらず個人の権利を守る概念。

³⁷ **性的自己決定** 性（生殖と関係した性だけでなく、生殖を目的としない性も含む）に関わる事柄について自らの責任で選択し決定できること。

³⁸ **こども家庭センター** 妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

第2章 計画の内容【基本目標Ⅲ】

■ 月経に関わる不調の生活への支障の程度のイメージ



資料：「令和5年度男女の健康意識に関する調査」（内閣府委託調査）

【防災分野における男女共同参画】

災害による被害は、地震や風水害等の自然要因に加えて、それを受け止める社会のあり方の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まってくると言われています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害が発生すると、すべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けることが指摘されています。

東日本大震災をはじめとする過去の災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性のニーズが考慮されにくいといった課題や、避難所等における性暴力被害の発生等が報告されています。

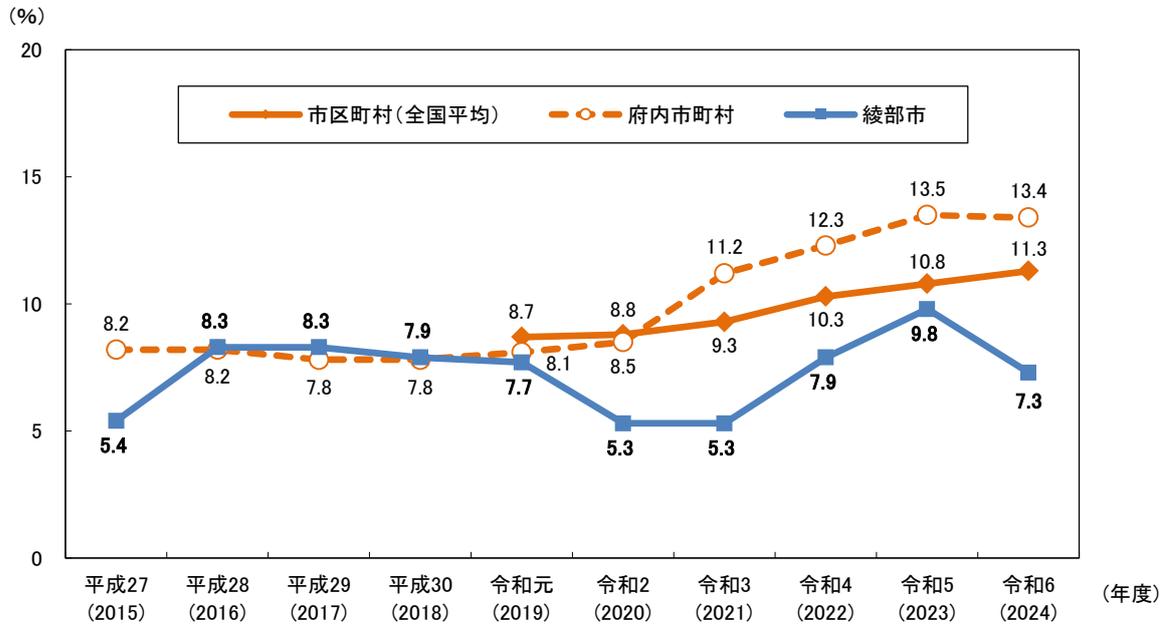
そのため男女共同参画の視点に立った地域防災・減災活動の取組が必要とされており、男女のニーズの違いを把握した対応や、非常時において家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、DVや性暴力が増加したりすることがないように配慮が求められます。

平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が男性とともに意思決定に参画し、主体的な担い手であることを認識した取組の推進も必要です。

本市では、平成22（2010）年度に女性消防団を立ち上げ、一般公募による23人の団員により活動を開始しました。市民に対する応急処置の指導者となるべく、上級救命講習の受講や放水訓練等操法訓練に取り組み、平成25（2013）年度には全国女性消防操法大会に京都府の代表として出場しました。また、高齢者宅住宅防火訪問や幼児向けの紙芝居による啓発活動も行っています。一方で、防災会議における女性委員割合は全国や京都府平均よりも

低い現状であることから、地域防災に女性の意見を反映できるよう参画の拡大を進めるとともに、各地域においても、避難所運営等において女性をはじめとする多様な市民の声を反映して、誰もが安心できる仕組みづくりが求められています。

■ 防災会議における女性委員割合（綾部市、京都府、全国）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

重点目標1 暴力を許さない環境づくり

施策の方向

(1)DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発

事業番号	施策	内容
42	DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進	◇DVをはじめとする暴力的行為は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた意識を醸成するための啓発や情報発信、幼少期から、暴力をふるってはいけないという認識を持つための学習機会の提供を関係部署と連携して行います。

(2)DV被害者への相談・支援体制の充実

事業番号	施策	内容
43	DV被害者への情報提供	◇暴力に悩んでいる人が、DVについての情報を取得したり、安心して相談機関等に行けるよう、情報提供や広報活動を行います。
44	DV被害者に対する相談体制の充実	◇相談窓口の周知を図るとともに、二次的被害 ³⁹ 防止の観点から市内の連絡体制の確立を進めます。 ◇性別にかかわらず、相談したい人が必要な時に相談できる多様な相談体制の充実を図ります。
45	関係機関と連携した被害者への支援	◇相談業務に携わる、警察、京都府家庭支援総合センター ⁴⁰ 、京都府北部家庭支援センター ⁴¹ 等関係機関との連携強化を図り、暴力に悩む人への支援に努めます。

重点目標2 困難を抱える人への支援

施策の方向

(1)困難な問題を抱える女性への支援

事業番号	施策	内容
46	重層的支援体制整備事業実施計画の推進	◇女性の人権の視点に立って、アウトリーチを含む早期的な対応や伴走型の支援を行い、多様で複雑化・複合化した生活課題を包括的に受け止められる相談支援体制を構築します。

³⁹ 二次的被害 犯罪等による直接の被害（一次的被害）だけでなく、捜査機関、司法機関や医療機関の態度、マスコミの取材・報道、周囲の噂や好奇の目で見られることなどにより被害者が傷つけられること。

⁴⁰ 京都府家庭支援総合センター 家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、婦人相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を総合したもの。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題をワンストップで対応する。配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられています。

⁴¹ 京都府北部家庭支援センター 福知山児童相談所が、京都府北部家庭支援センターとして設置されています。

(2)複合的な困難な状況におかれた人への支援

事業番号	施策	内容
47	困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	◇高齢者や障害のある人、外国籍等の人、性的少数者等であることに加え、性差により複合的に困難を抱える人が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

(3)多様性の尊重と共に生きる地域づくり

事業番号	施策	内容
48	性の多様性の理解と生活への支援	◇LGBTQ+等性的マイノリティの人が婚姻関係に類するパートナーとして公的・民間サービスを受けることができるパートナーシップ制度の周知と活用支援を行います。

重点目標3 生涯を通じた健康づくりの推進

施策の方向

(1)性と生殖に関する意識の啓発と浸透

事業番号	施策	内容
49	性と生殖に関する意識の啓発と浸透	◇すべての人が対等な関係の下、お互いの意思と自己決定を尊重し、性と生殖に関する正しい知識と妊娠・出産にかかわる女性の心身についての理解を深め、生涯を通じた健康支援の重要性について啓発を行います。
50	学校・家庭における性教育の充実	◇自分の身体や性を大切にすることを基本に、あらゆる教育活動を通じて、身体や性に関する正しい知識を得ることができるよう、性に関する教育の充実を図ります。

(2)生涯にわたる健康づくりへの支援

事業番号	施策	内容
51	ライフステージに沿った生涯にわたる健康づくりの推進	◇幼児期、思春期、成人期、更年期、高齢期等のライフステージに沿った健康づくりの総合的な展開を図ります。 ◇生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査等の受診を促進し、健康管理のための学習や生活習慣改善指導等の充実を図ります。健康診査・各種がん検査等を受診しやすい環境づくり及び機会の充実を図ります。 ◇性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。
52	こころと身体の健康づくりと悩みに関する相談・カウンセリング体制の充実	◇こころや身体の健康をめぐる問題について気軽に相談でき、男女共同参画の視点で対応できる相談・カウンセリング体制の整備を図ります。

(3)母性保護と母子保健対策の充実

事業番号	施策	内容
53	母性機能の社会的重要性に関する啓発の推進	◇母性機能の社会的重要性について、冊子や講座の開催等による意識啓発を推進します。
54	妊娠・出産期における女性の健康支援と母子保健の充実	◇安心して子どもを産むことができるように、また母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの健康診査の受診を勧奨し、保健指導や相談等を充実します。

重点目標 4 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向

(1)防災分野における男女共同参画の推進

事業番号	施策	内容
55	防災分野における男女共同参画の推進	◇防災対策が男女のニーズの違いを把握したうえで進められるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の策定に努めます。
56	地域における防災活動への支援	◇地域における自主防災活動への男女共同参画の推進や活動への支援を図ります。

The background is a vibrant, abstract composition of various geometric shapes and patterns. It features overlapping triangles, circles, rectangles, and lines in shades of pink, light green, light blue, and dark blue. Some areas are filled with a grid of small white dots, while others have vertical or horizontal lines. The overall style is modern and dynamic.

第3章 計画の推進体制

1 計画を推進する体制の充実

男女共同参画は、市民生活のあらゆる分野に関連することから、本計画の推進に当たっては分野横断的な視点をもって、総合的かつ計画的に行う必要があります。

本市が行う施策の企画・立案・実施においては、綾部市男女共同参画推進会議⁴²を中心として、男女共同参画の視点が浸透するよう取り組む必要があります。

また、本計画の施策を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく市民、事業者、関係団体との協働の下に進めていくことも重要です。

(1) 綾部市男女共同参画推進会議

男女共同参画を全庁的な取組にするため、また、本計画の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、男女共同参画推進会議の機能を十分活用し、各部署との連携強化と、連絡調整を図りながら、施策の具体的な取組を進めます。

(2) 綾部市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する事項を調査・審議するほか、必要に応じ、市長に意見を述べる事ができることから、その役割は極めて重要であり、機能が十分発揮されるよう努めます。

(3) 男女共同参画に関する職員研修の充実

すべての職員が、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立って、施策の企画・立案・実施に当たれるよう、職員研修を充実します。

(4) 男女共同参画に関する苦情への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

(5) 綾部市男女共同参画センター機能の充実

⁴² 綾部市男女共同参画推進会議 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために設置され、副市長を委員長とし、各部長級職員をはじめとする管理職職員を委員とする。

男女共同参画を推進するための活動の場、市民活動の拠点として、相談・学習・情報の収集と提供・交流・人材やグループの育成等の機能の充実を図ります。

(6) 市民や事業者、関係機関との連携

行政だけでなく広く綾部市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、綾部市男女共同参画条例の周知・啓発等、さまざまな機会を通じて市民、事業者、各種団体との連携を図り、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。

また、国、京都府等と積極的な連携に努めるとともに、近隣市町との情報交換等を行い、連携を深めます。

2 計画の進行管理

本計画に掲げた取組について、毎年度、事業の実施状況を把握・検証し、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会において施策の進捗状況の評価を行います。その結果は、広く市民へ公表するとともに、以後の施策に適正に反映するよう努めます。

